

2014 年度社会構築論系
地域・都市論ゼミ 2
ゼミ論文

外国人児童の教育格差と協働による学習支援

—鶴見国際交流ラウンジの取り組みにみる格差是正の可能性—

主査 浦野 正樹教授

早稲田大学 文化構想学部 社会構築論系 4 年
1T110694-1 高山華奈

目次

序章

1. 研究動機及び問題意識	3
2. 研究目的・調査手法	3
3. 章構成	4
第1章 日本社会における外国人児童を取り巻く環境	6
1. 日本社会における外国人及び外国人児童	6
2. 日本の学校教育における外国人児童の位置付け	7
第2章 外国人児童の直面する教育格差問題	13
1. 「日本語指導が必要な外国人児童生徒」への教育	13
2. 外国人児童への学校教育の実際	15
3. 外国人児童の抱える諸問題と負の再生産	18
3-1. ダブル・リミテッド	
3-2. 不就学／学齢超過	
3-3. ペアレントクラシー	
3-4. 学力及び進路の低迷と再生産	
4. 教育格差とは	23
5. 教育格差是正の意義	23
第3章 教育格差是正の方策——鶴見国際交流ラウンジの事例	25
1. 横浜市鶴見区概要	25
2. 多文化のまち「鶴見」	28
3. 鶴見区における外国人児童の現在	29
4. 鶴見国際交流ラウンジ概要	30
5. ラウンジにおける学習支援の実態と有効性	31
5-1. ブラジル人児童の事例	
5-2. 中国人児童の事例	
5-3. ラウンジにおける学習支援の有効性	
5-4. まとめと課題	

第4章 協働による学習支援の在り方	39
1. 協働とは.....	39
2. 鶴見国際交流ラウンジの協働性と課題.....	39
3. 教育格差是正の可能性——新たな協働.....	41
終章	45
1. 本論文のまとめ.....	45
2. 本論文の意義.....	47

謝辞

参考文献／参考 URL

序章

1. 研究動機及び問題意識

人は、何のために学ぶのであろうか。おそらくこの問いに関しては十人十色の答えが存在するに違いない。「生涯教育」といった言葉も社会に浸透している現代においては、学ぶことの意義や目的を一言で定義づけるのは容易でない。しかしながら、例えばそれが「知的好奇心を満たすため」であっても、「受験勉強のため」であっても、長い目で見ればどちらも一種の「自己実現」のために学んでいると捉えることは出来ないだろうか。「学ぶ」ことを通じてこそ、人は成長し、なりたい自分になる、あるいは、自分の夢をかなえることができる。つまり、人がよりよく生き、自己実現をするために「学び」は欠かすことが出来ないものなのである。

では、日本社会においてこうした「学び」はすべての子どもたちに対して十分に、そして平等に保障されているのであろうか。残念ながら、そうではないというのが現状である。不平等な学びの例は多数存在するが、筆者は特に外国人児童への教育に関しての不平等が際立っているように感じている。

筆者は外国人居住者の多い地域である、横浜市鶴見区で生まれ育った。当時筆者が通学していた公立小学校にも外国人児童が数名在学していたが、彼らが日本人児童との意思疎通に苦戦する様子や、学級の授業についていけず在籍学級とは別の教室で授業を受ける様子を今でも記憶している。しかし当時、学校において彼らをサポートするような体制はほとんど整っていなかったため、結局彼らは在籍学年相応の学力を身につけることなく卒業していった。

こうした作者自身の実体験を通じて生じた、「なぜ同じ日本社会に暮らしているにもかかわらず、日本人児童と外国人児童との間に教育格差が生まれるのであろうか。」「どうすればこの格差を是正することが出来るのであろうか。」といった疑問が、本論文の出発点であり、明らかにしていきたい点である。

2. 研究目的・調査手法

先に述べた通り、本研究の目的は、以下の二点を明らかにすることである。

- ・外国人児童の教育格差はどうして生まれるのか
- ・どうすれば教育格差を是正することができるのか、そのためには何が必要か

調査の中でこれらを明らかにし、具体的な方策を検証していきたい。

また、調査手法に関しては先行研究として文献研究を行ったほか、現場でのリアルな声を取り入れるためにヒアリング調査などを行った。

3. 章構成

まず、本論文で使用する「外国人児童」という言葉について先に述べておきたい。「外国人」というと、一般的には当該国の国籍をもたない人々を指す。それに従えば、日本社会における「外国人児童」とは、日本国籍をもたない児童を指すこととなる。しかしその一方で、日本国籍をもっている海外居住が長かったために日本語能力が不十分であったり、就学において困難を抱える児童も存在する。筆者は、本論文ではそういった児童も包括的に研究対象としたいと考えているため、「外国人児童」という言葉には、多少の曖昧さも含ませ、日本国籍の有無に関してはほとんど言及しないということをお断りしておきたい。そのため、「外国人児童」という表記が必ずしも適切でない場合も考えられるが、その点には目を瞑って頂きたい。では次に、本論文の章構成について、各章の概要などを述べながら簡単に説明していく。

第1章では始めに、教育格差について論じていく前提として、外国人及び外国人児童が日本へ流入する過程を、時系列を追う形で確認しておく。そしてその後、日本国憲法や教育基本法などを引用しつつ、制度面から、現在外国人児童がどのように位置づけられているのか、ということ客観的に考察していく。

第2章では、第1章の内容を踏まえて、いよいよ本論文で取り扱う教育格差について言及していく。しかしながら本論文では格差がいかんして生まれるのか、ということ明らかにしたいため、まずは実際に外国人児童へどのような学校教育がなされているのかについて言及を行う。その後学校教育において外国人児童が抱え、直面する諸問題をいくつか提示し、本論文の中核となる教育格差の存在を浮き彫りにし、定義を行う。そしてその実態について論じていき、最後に、外国人児童の教育格差を是正することの意義について、筆者の私見を交えながら論じていく。

第3章では、第2章で示した教育格差を是正するための方策の具体例として、鶴見国際交流ラウンジの学習支援事業を事例として取り挙げて論じていく。それに伴い、章の始めには筆者の生まれ育った地域でもある横浜市鶴見区という地域についての概要を述べ、多文化のまち「鶴見」が形成されるまでのあゆみをたどる。さらに、具体的な方策について言及する前に、鶴見区における外国人児童の現在について、横浜市全体の様相と異なる鶴見区の特徴にも焦点を当てながら把握していく。その後、取り扱いたい鶴見国際交流ラウンジの概要について述べ、実際の活動に焦点を当てていく。また、ここでは、第2章の中で言及した外国人児童の直面する諸問題に対し、ラウンジにおける学習支援がどういった点において有効であるのかについても言及していく。そして章の終わりには、事例研究を通じて筆者が思う、教育格差是正に必要なものは何か、ということについて述べ、第4章につなげる。ちなみにこの章の中で扱う事例に関してであるが、本来であれば母国・母語別に細かく事例を取り挙げて論じていきたいところではあるが、多様なバックグラウンドを持つ外国人児童が多いために、鶴見区に特徴的ないくつかの事例に絞らせて頂いた。

続く第4章では、第3章で学習支援の事例として取り上げた鶴見国際交流ラウンジの取り組みを、「協働」という視点から考察していく前段階として、まずは協働とは何か、協働の有効性などについて言及していく。そしてそれを踏まえてラウンジの取り組みについて考察を行い、その課題について、さらには、今後の日本社会における外国人児童の教育格差是正のために必要な「新たな協働の在り方」について、筆者の考えを述べていく。

そして最後の終章では、図を用いながらまとめとして論文全体を振り返る。そして、本論文の意義や、外国人児童の教育格差をめぐる今後の展望などについて述べていく。

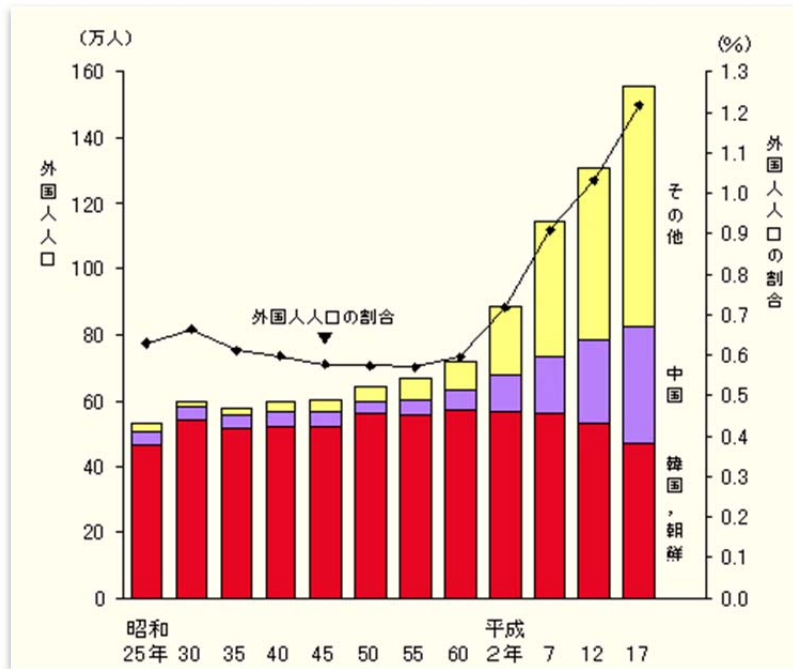
第1章 日本社会における外国人児童を取り巻く環境

本章では、日本社会に外国人が流入する過程について、政府による統計なども参照しつつ確認をしていく。そしてその後、外国人児童が日本の学校教育においてどのように位置づけられているのかについて、憲法や法律などの面から考察していく。また、外国人児童の教育について論じていく上で無視することが出来ない「日本語指導が必要な外国人児童生徒」の存在についても言及する。

1. 日本社会における外国人及び外国人児童

今日、日常生活を行っている中で外国人の姿を目にすることは決して珍しいことではない。TV番組には外国人タレントが数多く出演し、街中にはエスニック料理店も数多く立ち並んでいる。そういった意味では、我々は日常的に外国人・異文化に接触しているといえるであろう。しかしながら、日本社会において外国人人口が増加したのは比較的最近の出来事であった。まずは外国人人口の変遷から追っていきたい。下の【図1】は、総務省統計局が2005年（平成17年）に実施した国勢調査から、外国人人口の推移に関するグラフを抜粋したものである。

【図1 外国人人口の推移】¹



¹ 総務省統計局 平成17年国勢調査より抜粋

グラフは1950年（昭和25年）から2005年（平成17年）までの外国人人口の推移を表したものであるが、これをみると外国人人口が急激に増加したのは昭和60年（1985年）の調査以降であり、それ以前に関してはほとんど横ばいであるということがわかる。以下に外国人人口の推移に関して、歴史的な変遷を追っていく。またその変遷を追う手助けとして、簡素ではあるが年表【表1】を作成した。これも参照されたい。

【表1 外国人流入の変遷】²

年号／法令等	特筆すべき点等
1950年 外務省に出入国管理庁を設置	52年、法務省の出入国管理局へ。
1951年 出入国管理令の制定	同年施行。
(高度経済成長期)	
1981年 出入国管理及び難民認定法の制定	82年施行。この頃、バブル景気による人手不足のなかで、外国人労働者受入れの是非をめぐる議論が活発化。
(バブル景気)	
1989年 入管法の改正	90年施行。在留資格の整備・拡張など
(バブル崩壊後、景気減退)	
1992年 第一次出入国管理基本計画を策定	この頃から、少子高齢化による労働力不足への対応として、日本の活力の維持を目的として、外国人労働者（移民）の受け入れをめぐる議論の再燃。
(21世紀突入)	
2011年 東日本大震災	直後、外国人登録者減少も、再び微増傾向

戦後すぐの日本には、いわゆる「オールドカマー」と呼ばれる旧植民地出身者——つまりは韓国籍をもつ人々が日本に特に多く居住していた。彼らは1965年の日韓国交正常化以降に永住権を取得、日本社会の一員となったのであった。その結果1970年代から徐々に定住化を前提とした外国人政策が求められるようになった。この頃日本社会は1960年代の高度経済成長期を経験した直後であったが、産業の活発化に伴って深刻な労働力不足が社会問題になっていた。そうした社会の風潮もあり、外国人移民を労働者として、特に労働力不足が顕著であった製造業などの分野へと受け入れる声が強まっていったのである。

²依光正哲,2005年,p31-32,図表I-6をもとに、筆者作成

そうした中で 1980 年代に突入すると、当時の中曽根政権下では「国際化」が強く推進され、1988 年度版の経済白書においても外国人の積極的な雇用が推奨されていた。実際に 80 年代には難民の受け入れや留学生の受け入れが増加した一方、フィリピンなどの近隣アジア諸国から出稼ぎ労働者として来日する外国人も急激に増加した。

そして 1989 年、81 年に制定されていた「出入国管理及び難民認定法」が改正され、翌 90 年に施行された。この改正によって外国人の在留資格の幅が広がり、ブラジル人などを中心として、日系人を含む外国人、さらにはそれに同伴される外国人児童の滞日が急増した。先のグラフで外国人人口が急増していた背景には、この入管法の改正が存在していたのである。そして、この改正以降日本社会へやってきた外国人は「オールドカマー」と対比して「ニューカマー」と呼ばれることが多い。ニューカマーの人々は愛知県や静岡県、群馬県など、工場が密集したいわゆる工業地帯周辺の地域に集住する傾向があり、工業地帯周辺に外国人コミュニティが数多く生まれ、現在に至るまで残っている。(依光正哲,2005,p25,p70)

2000 年代に突入した後、依然として出稼ぎを目的として来日する外国人もいたが、一方で永住を前提として来日する外国人が増加していた。それに伴って、コミュニティ内での婚姻・出産なども増加し、いわゆる日系 2 世など、次世代の外国人人口も徐々に増えていった。

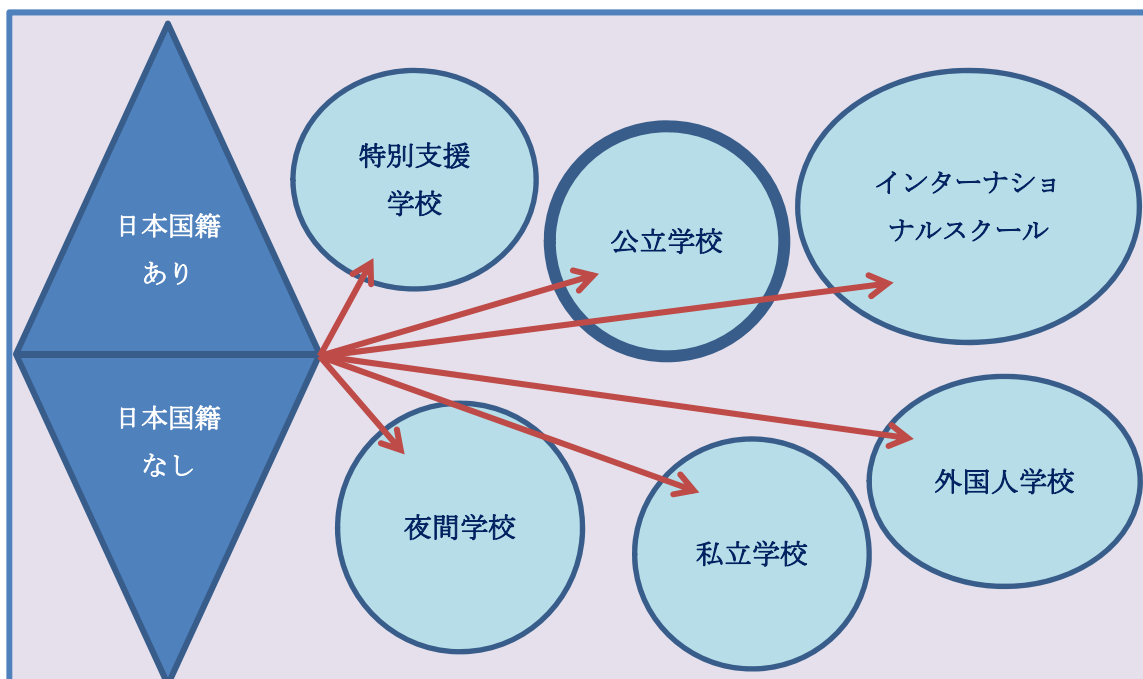
以上のような流れの中で、外国人は「移民」としてというよりは、「生活者」として、日本社会の一員として滞日するという認識が我々の中にも徐々に浸透していったのである。同時に、よりよく暮らしていくために、外国人住民の権利が各方面で保障されていくことになった。「多文化共生」といった言葉が浸透し始めたのもこの時期であり、外国人と共に、いかに双方がよりよく生きるか、ということが重視される時代が到来したのである。

ところが、外国人の権利をめぐることは、未だに多くの分野において議論が滞っている。原因としては日本社会に潜在する外国人に対する差別的な感情の存在などの様々な要因が考えられる。しかしながら、外国人住民が今後の日本社会でさらによりよく暮らしていくために、また、今後の日本社会の在り方を考えたときに、早急に手を打つべきであるのが「教育」の分野であると筆者は考えている。次に、外国人児童への教育に関して言及していく。

2. 日本の学校教育における外国人児童の位置付け

学齢期の外国人児童が日本の学校において教育を受けようとする場合、そこにはいくつかの選択肢がある。当然個々の児童の年齢や希望によっても異なるが、日本人児童と同様に公立学校へと入学する以外にも、例えば私立学校へ入学することも、外国人学校へ入学することも、インターナショナルスクールへ入学することも考えられる。それを簡単に図示したものが、次の【図 2】である。

【図2 学齢期の外国人児童の就学選択肢例】



このように、日本人児童と同様に、外国人児童の教育も非常に多様である。本来であればこうした様々なケースに応じ、多面的に外国人児童の教育について研究し、執筆を進めるべきである。しかしながら筆者自身の力量を加味すると、本論文で扱うのはこうしたケースの中でも多数派である「公立学校に在学する外国人児童」にターゲットを絞らざるを得ないことを、あらかじめお断りしておきたい。また、日本国籍の有無に関しては特に限定を行わないものとする。

それでは次に、外国人児童が日本の学校教育においてどのように位置づけられているのかについて把握するために、まずは日本国憲法を、次に教育基本法を引用しながら考察を行っていく。

日本国憲法 第二十六条

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」³

教育基本法 第四条

「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなけれ

³ 日本国憲法第二十六条 条文より引用

ばならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」⁴

教育基本法 第五条

「国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。」⁵

以上が、日本国憲法と教育基本法からの引用である。これらは「教育を受ける権利」と「教育を受けさせる義務」に関する条文であるが、一目見て分かる通り、いずれも「国民は」という文言から始められている。ここでいう「国民」とは言うまでもなく「日本国民」を指しており、外国人はいわば「対象外」となっている。それでは他に外国人児童への教育に関する法令が存在しているのかということ、おかしなことに、一つとして存在してないのである。つまり、憲法及び法律には外国人児童への教育に関する規定は全く存在しておらず、外国人児童に関しては、「教育を受ける権利」も「教育を受けさせる義務」も発生しない。つまり、外国人児童は日本の学校教育においていわば「想定外」の存在として位置付けられているということになる。(依光正哲)

これに関しては、次に平成18年の「教育基本法改正に関する国会審議における答弁」を引用してさらに考察を加えたい。以下は、「日本国民だけでなく、外国人にも『学ぶ権利』を保障すべきでないか」という野党議員からの質疑に対する、小泉内閣総理大臣（当時）と小坂文部科学大臣（当時）の応答からの引用である。

小泉内閣総理大臣

「教育の機会を保障する対象ですが、憲法第二十六条は、国民が教育を受ける権利を定めております。……（省略）……本法案においては、外国人に関して特段の規定を設けてはおりませんが、希望する外国人に対する義務教育の機会の保障等については、今後とも日本人と同様に取り扱うこととしております。」⁶

小坂文部科学大臣

「外国人児童生徒が希望する場合には、例えば公立の義務教育諸学校へ就学することも可能でありまして、日本人児童生徒と同様に教育を受ける権利が保障されているわけでありまして、したがって、御質問のような日本に居住する外国人につきましては、明記をしているわけではございませんけれども、日本における外国人児

⁴ 教育基本法第四条 条文より引用

⁵ 教育基本法第五条 条文より引用

⁶ 教育基本法改正に関する国会審議における答弁（平成18年5月16日）より引用

童と同様の教育上の取り扱いを受けることになるわけでございます。」⁷

このように、外国人児童の教育を受ける権利は、明記はしていないがあくまで権利としては認めているのだというスタンスである。しかし、希望する場合にのみ義務教育諸学校への就学を認めるというのは、日本人児童と比較すると非常に乱雑で冷たい扱いであるような印象を受ける。

ちなみにではあるが、1989年に国連総会で採択された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」には、以下のような条文がある。

子どもの権利条約 第二十八条

「締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため……（省略）……種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。」⁸

この条約では、前文において出身や人種などあらゆる面で子どもが差別を受けることはないとした上で、「すべての者」に対する教育を受ける権利について言及しており、日本はこれを1994年に締約している。国際社会の中でも、自国民だけでなく移民や外国人に対する教育の充実を図る気運が高まっているが、そうした中で、外国人児童に対する教育を完全に保障している訳ではないという日本社会の状況は、時代の流れに逆行しているようにも感じられる。

以上が、日本の学校教育における外国人児童の位置付けである。こうした背景の中、文部科学省による平成24年5月1日の調査の時点では、日本の公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍している外国人児童生徒数は71,545人となっている。前回調査時よりは減少しているが、それでも多くの外国人児童が公立学校に在学しているといえる。

そしてかれら外国人児童は日本人児童が憲法と法律による裏付けの元で当たり前のように教育を受ける一方で、ある意味「例外的に」教育を受けることとなる。このように、まず入学の時点で日本人児童とは敷居に差異があるといえるが、では、入学後においては外国人児童はどのように扱われているのであろうか。おそらくそこには、外国人児童が抱え

⁷ 教育基本法改正に関する国会審議における答弁（平成18年6月8日）より引用

⁸ 子どもの権利条約第二十八条 条文より引用

る特有の問題や課題が存在しているはずである。次の章では、こうした問題を浮き彫りにしていき、本論文の主旨である「教育格差」についても言及していきたい。

第2章 外国人児童の直面する教育格差問題

本章では、日本の学校教育において外国人児童が困難を抱えている現状や、直面することとなる様々な諸問題について言及していくが、あらゆる問題に通じる側面を持つ、「日本語能力」に関する部分については、章のはじめに特筆して述べておく。それに続いて外国人に児童に対してどのように教育がなされているのかについて記述する。この部分の終わりには、簡素なまとめとして図示を行う。その後、諸問題について触れていくが、個々の外国人児童の能力に関する要因ではなく、家庭環境などの外的な環境要因にも触れていく。そして、そういった諸問題が外国人児童にどのような影響をもたらし、どのように帰結するのかを考察、教育格差の実態を明らかにしていく。また、章の終わりには教育格差を是正することの意義について述べていく。

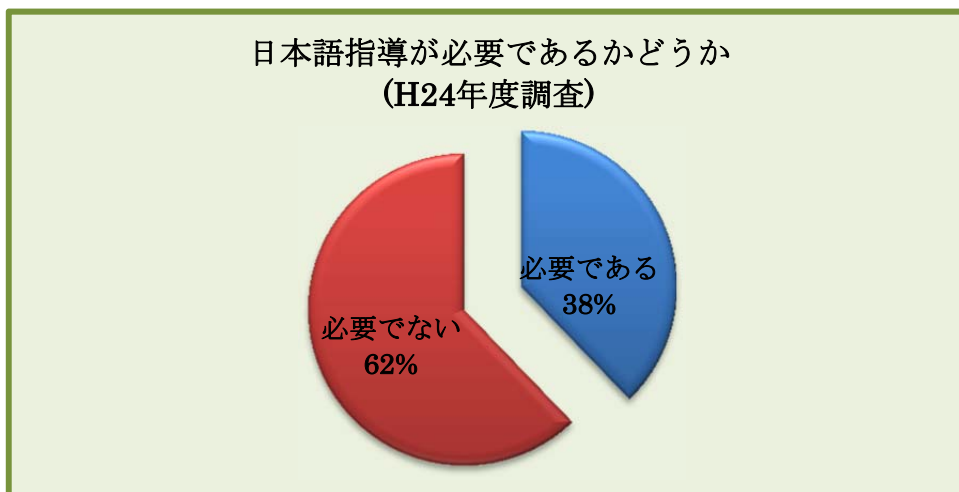
1. 「日本語指導が必要な外国人児童生徒」への教育

外国人児童が学校教育において直面することになる最初の問題は、やはりなんといっても言語における困難であろう。母語とは異なる言語環境においては当然ともいえる困難であるが、文部科学省は近年、特にこうした問題を抱える「日本語指導が必要な外国人児童」への教育の充実を図っている。（具体的な内容に関しては後に述べる。）

ではこの、「日本語指導が必要な外国人児童生徒」とは具体的にどのような児童を指しているのだろうか。文科省の定義によれば、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指すという。

先に述べた通り、平成24年度調査の時点で日本の公立学校に在籍している外国人児童生徒数は71,545人であったが、このうち日本語指導が必要な外国人児童生徒数は27,013人であることが同調査で明らかにされている。つまり、割合で考えると公立学校に在籍する外国人児童生徒のおよそ3人に1人は日本語指導を必要としていることになる。(図3参照)

【図3】日本語指導が必要な外国人児童の割合⁹



つまりここ数年の外国人児童生徒の教育について議論する際に懸念しておくべきなのは、この「日本語指導が必要な外国人児童生徒」の割合が非常に高いという点である。次の【図4】は、文部科学省が作成した、日本語指導が必要な外国人児童生徒数の学校種別の分類を表したグラフである。

【図4】日本語指導が必要な外国人児童生徒数の学校種別分類¹⁰



⁹ 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査(平成24年度)」より筆者作成

¹⁰ 文部科学省「日本語指導の必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査(平成24年度)」より引用

グラフを見ると、平成 20 年をピークに日本語指導を必要とする外国人児童はやや減少傾向にあるが、依然として多いことが分かる。また、その内訳としては平成 15 年から 24 年までを通して、一貫して小学校に在学する外国人児童の割合が高くなっている。このことから、日本語指導を必要とする外国人児童は比較的低年齢の児童であるということがうかがえる。

日本社会での日常生活においてはもちろんのこと、学校教育を受けるにあたって、一定以上の日本語能力は欠かすことが出来ない。この点に関しては、日本人児童はあまり意識することなくクリアーしているといえる。ところが多くの外国人児童に関してはそうではない。例えば外国人学校やインターナショナルスクールに通学する外国人児童であれば、日本社会にいながらにして母語による教育が受けられ、言語面に関する隔たりや困難を感じることはほとんどないかもしれない。しかしながら、公立学校における授業は言うまでもなくすべて日本語で行われているために、日本語能力が不十分である外国人児童にとっては、言語の壁は非常に大きな問題なのである。当然授業の内容は理解できないということにもなるし、その結果学齢相応の学力を身につけることができない。つまりは、日本人児童に、その学力において半ば自動的に遅れを取ってしまうのである。それだけではなく、学校生活において日本人児童や教員とのコミュニケーションが円滑に行えないといった問題も発生する。このような状況のもとでは、学校へ通っているにもかかわらず得ることのできる学びは非常に限られてしまうといえる。

しかしながら、こうした問題を踏まえ、学校側も日本語能力が不十分である外国人児童を野放し状態にしているというわけではない。次に、こうした外国人児童に対してどのような教育がなされてきたのかについて具体的に述べていく。

2. 外国人児童への学校教育の実際

これまで日本語指導が必要な外国人児童について論じてきたが、そもそもその児童にとって日本語指導が必要か、必要でないかはどのようにして判断しているのであろうか。また、日本語指導が必要とされた外国人児童に関してはどのような教育がなされているのであろうか。以下に、これまでと現在を比較する形で述べていきたい。

実はこれまでの学校教育において、外国人児童の日本語能力を測定するような具体的な判断基準やツールは存在していなかった。そのため、その外国人児童に日本語指導が必要であるかは校長によって判断され、仮に必要であるという判断がなされた場合に、その児童にどのような対策を講じるかについては教員の判断に委ねられていたのである。さらに、外国人児童の指導にあたってのマニュアルも存在しなかった。それは一見現場の実情を尊重した柔軟な対応ができていたと前向きに捉えることもできるが、具体的な方針が定められていないにもかかわらず裁量が大きい分、教員にとっては対処に困ることも少なくなかった。ちなみに教員は、教員養成課程において外国人児童教育に関する研修などを行って

いるわけでは無いため、全くと言っていいほど経験が無い中で対策を講じなければならぬのである。

そのような中、これまで教員が行ってきた具体的な対策としては、例えば、

- ①黒板の文字に振り仮名をつけ、分かりやすい日本語で説明を加える
- ②授業内に、担任や教科担当以外の教員などが入り、日本語ないし母語での補助をする
- ③休み時間や放課後を利用して補習指導を行う

といったものが挙げられる。①に関しては、その外国人児童の日本語能力が一定以上あるならば有効な手段の一つであるともいえるが、そうでない場合には対応として不十分である。また、教室内で日本人児童に比べて圧倒的に少数派である外国人児童に対して、同じ教室内で一人の教員がどこまで配慮できるか、というところに限界がある。②に関しては、補助があることで外国人児童のスムーズな学習を促すことが出来るが、一方で教員の負担が増えること、さらには児童自身が窮屈な思いをすることも少なくなかったという。また、母語が少数言語である児童に関しては必ずしもこの補助を行うことは出来ない。③に関しては、在籍学年内・学級内の学習進度に関わらず児童の実情に沿った指導が行えることにメリットがある。しかしながら、放課後の時間を利用した補習は、教員にとって非常に大きな負担となる。

以上をまとめると、これまで日本語指導が必要な外国人児童に対する教育には一定の方向性や具体的な指導方法が存在していたわけではなく、その指導内容は現場に依拠したものであった。また、学級内・学校内での工夫はあったものの、児童・教員双方にとって望ましい形での指導の在り方とは言い難いものであった。

こうした経験が全国各地の学校現場で積み重なった結果、つい最近のことではあるが、平成26年1月に、文部科学省により「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」通知がなされた。

この改正によって、帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導を一層充実させるために、在籍学級以外の教室で行われる指導についての特別の教育課程を編成・及び実施することができるよう制度が整備された。具体的には、日本語能力が不十分な外国人児童について、その能力に応じた特別の指導が行えるようになった。以前にもいわゆる「取り出し教室」というかたちで外国人児童を特別に指導することが自治体レベルで行われていたが、今回の改正によって指導内容や授業時数、留意事項などもかなり詳細に示されることとなった。さらに、これまで一校あたりの外国人児童在籍数が少ないことが制度整備を遅らせてきたことも踏まえ、特別の教育課程については児童の在籍する学校内だけではなく、近隣の学校と協力する形で、合同で指導が行えるようにもなった。

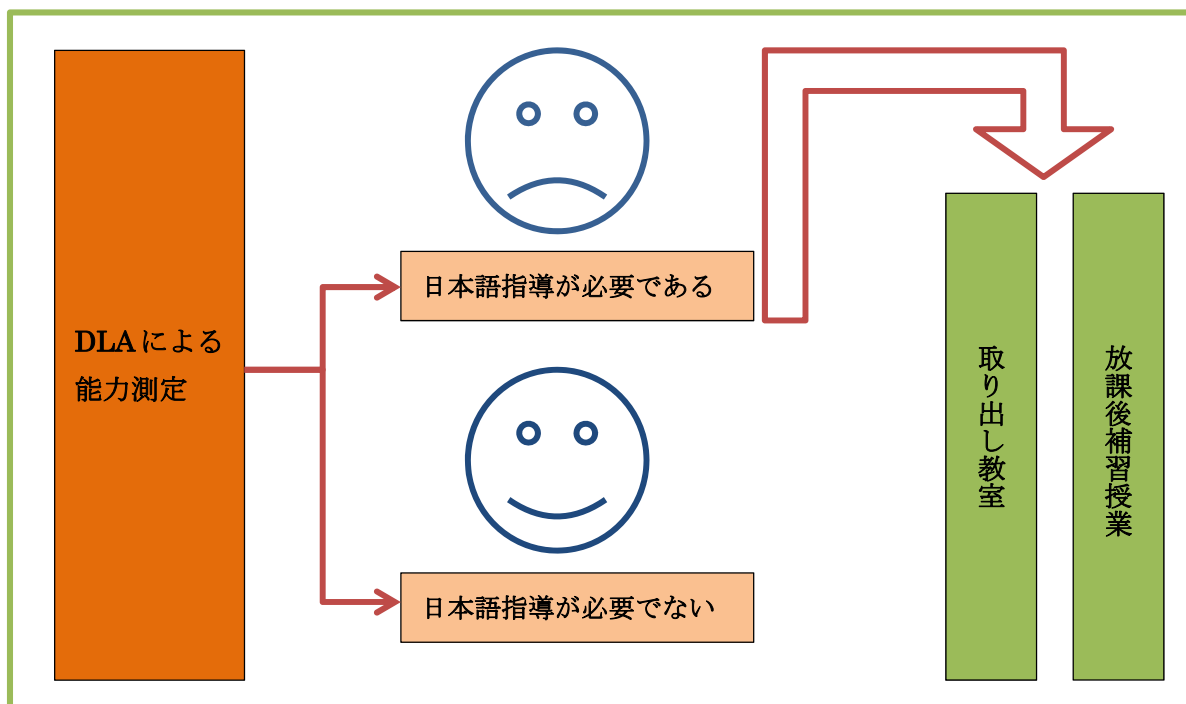
そして、この改正とほとんど同じ時期に「外国人児童生徒教育研修マニュアル」が文科省によって作成された。これは先に述べた通り、外国人児童の指導に関しては、多くの教

員はほとんど経験が無く、経験がある教員は一部に限られていることなどから、外国人児童生徒教育を初めて担当する指導主任などに向けた研修マニュアルとなっている。

さらに、以前は日本語指導が必要か、そうでないかに関する判断は非常に曖昧なものとなっていたが、これも同時期に、日本語能力を測定するための「DLA(Dialogic Language Assessment)」が開発された。これはその外国人児童の日本語能力に応じて日本語指導を行うことを目指し、具体的な言語能力のイメージを共有できるようにするための測定方法である。一般的に言語について学習する際に重視されがちなのが文法であるが、実際に日本語で「なにがどこまでできるか」を明らかにするために、対話型のアセスメントとなっている。また、この測定方法においては、日本語能力のレベルだけではなく、年齢に伴う認知力の発達レベルに関しても考慮されているという点で、より児童の学校生活を見据えた測定が可能となっている。

以上のように、本年度に入ってからのことではあるが、外国人児童に対する教育の在り方は大きく見直され、児童がより充実した学校教育ないし日本語指導を受けられるような制度が整いつつある。しかしながら、施行されてまだ間もないことから、この改正が教員及び児童自身にどれほど浸透しているのかという点については疑問が残る。また、実際にこうした制度を整備したことによって、外国人児童の教科・日本語指導にどの程度有効であったのかについても明確でない。これらに関しては政府が引き続き調査を行うことによって、より有効な制度の在り方を模索し続け、改善していく必要があると考えている。

【図5】 公立学校における外国人児童の教育概略図



(筆者作成)

さて、ここまでは「日本語」という言語に着目して外国人児童になされている教育について論じてきた。しかし、外国人児童が直面するのは言語の問題だけではない。外国人であるがゆえに直面することとなる、外国人児童特有の諸問題が存在する。そこで次に、日本の公立学校において外国人児童が直面することとなる諸問題について言及していく。

3. 外国人児童の抱える諸問題と負の再生産

本章では、外国人児童の抱える諸問題について、いくつかの問題を個別にピックアップしながら考察をしていく。また、こうした諸問題は必ずしも外国人児童のみに当てはまる問題で無いものも含んでいる。

3-1. ダブル・リミテッド

ダブル・リミテッドとは、その言語能力について、母語、第2言語共に能力が不十分である状態を指す言葉である。来日した外国人児童が日本語教育を受けているとするならば、第2言語は日本語ということになる。しかしながら、例えば幼少期の、母語が未発達な時期に来日した場合に、日本語もまだ習得していないとすれば、まさにその状態がダブル・リミテッドである。これは両親が日常生活において使用する言語やその使用頻度、あるいは日本語学習の進度などによって問題の深刻さが異なるが、前章で確認したとおり、現在日本語指導を必要としている外国人児童の多くは小学校に在学している低年齢の児童である。従って、低年齢であればあるほど母語の発達レベルも低いことが考えられるため、ダブル・リミテッドの状況に陥りやすい。また、言語学の領域では、「母語の発達レベルが第2言語習得に大きな影響をもたらす」とされている。本論文の主旨とはズレが生じるため詳しくは言及しないが、簡単に言えば、母語能力が高ければ高いほど、第2言語習得が容易になる、ということである。従ってこれを日本社会の外国人児童に置き換えた場合には、母語能力が高い外国人児童ほど、日本語習得が容易であるということである。つまり、裏を返せば、母語が未発達のまま来日した外国人児童は、日本語習得が困難になりがちであり、さらにそれが学力の低迷につながる、ということになる。さらに、母語が十分に発達していることは単に言語能力が高いというだけではなく、自らのアイデンティティをより強固なものとするとも言われている。従って、このダブル・リミテッドという問題は言語能力、学力といった側面だけでなく、外国人児童の自己肯定観にも影響を及ぼすこととなるのである。

3-2. 不就学／学齢超過

まず不就学の問題は、前章で指摘したように、外国人児童が日本の憲法及び法律において教育を受ける権利が保障されていないということに起因する。そのため、学齢期であるにもかかわらず、学校に通っていない外国人児童が存在している。こうした児童は高等学

校進学のための条件を満たしていないことになるため、仮に高校への進学を希望した場合には、進学のための資格を取得してからでなければ進学はかなわない。しかしながら、こうした学齢超過者のための学習できる環境は十分であるとは言えないために、学齢超過からの高校進学は非常に困難であると言わざるを得ない。また、平成21年度に文部科学省によって実施された「外国人の子どもの就学状況等に関する調査」によれば、不就学の理由としては他に、「①学校へ行くためのお金が無い」「②日本語が分からないから」「③すぐに母国に帰るから」が挙げられていた。②③などは特に外国人児童特有の問題である。

3-3. ペアレントクラシー

ペアレントクラシーとは、イギリスの社会学者であるブラウンによって提唱された概念である。ブラウンによれば、子どもの学校における成功やその後の教育達成には、本人の能力と努力といったメリトクラティックな要因よりも、それらの獲得を可能にしやすくするための親の持つ知識や教育熱心さが重要であるという。これは特に、受験競争が激しい日本や中国、韓国社会のように学歴獲得競争への参加が「自由」とされている社会においては、子どもたちの教育に関して親の関心や意向がより強く反映されているということでもある。つまり、こうした受験競争や進路選択には少なからず「情報戦」の側面があるだけでなく、子どもたちは多数の選択肢を与えられることとなるが、そういった情報・選択肢の取捨選択には親の力が非常に大きな意味を持つということである。

これは一見、親の努力が子どもの将来にプラスに作用するというような解釈も可能であるが、一方で、先に述べたような受験競争の激しい国の教育文化の経験がなかったり、それに関する知識が豊富でない親を持つ児童の場合には、このペアレントクラシーという概念はマイナスの影響をもたらすこととなる。例えば南米諸国においては受験競争というものほとんど存在していないために、日本の複雑な入試制度や受験システムなどについての理解は容易なものではない。それだけではなく、そもそも受験という文化・慣習のない国から来日した場合などは、受験をするといった発想自体がないかもしれない。

さらに、家庭に関わる問題が児童にもたらす影響は他にもある。最も見逃すことが出来ないのが、家庭の経済状況である。例えば日本社会においては、受験競争を突破するための対策として、民間の塾などを利用することも多い。そして受験生であればなおさら、利用にあたっては高額な料金が発生する 경우가しばしばである。しかしそれは家庭の経済状況を考慮した際に通塾できる程度の余裕がある場合にのみ可能な選択であり、余裕が無い場合にはそういった選択は不可能である。もちろん通塾することは受験競争に打ち勝つための絶対条件ではないし、受験をしない場合というものも大いに考えられるが、「学力向上」を望んだ場合にアクセス可能な選択肢が、家庭の経済状況に影響を受けているということは否定できない。昨今子どもの「貧困」がしばしば問題とされるが、これは外国人児童にも同様に当てはまることなのである。

また、他にも家庭学習の困難さが外国人児童に立ちほだかることもある。例えばある日

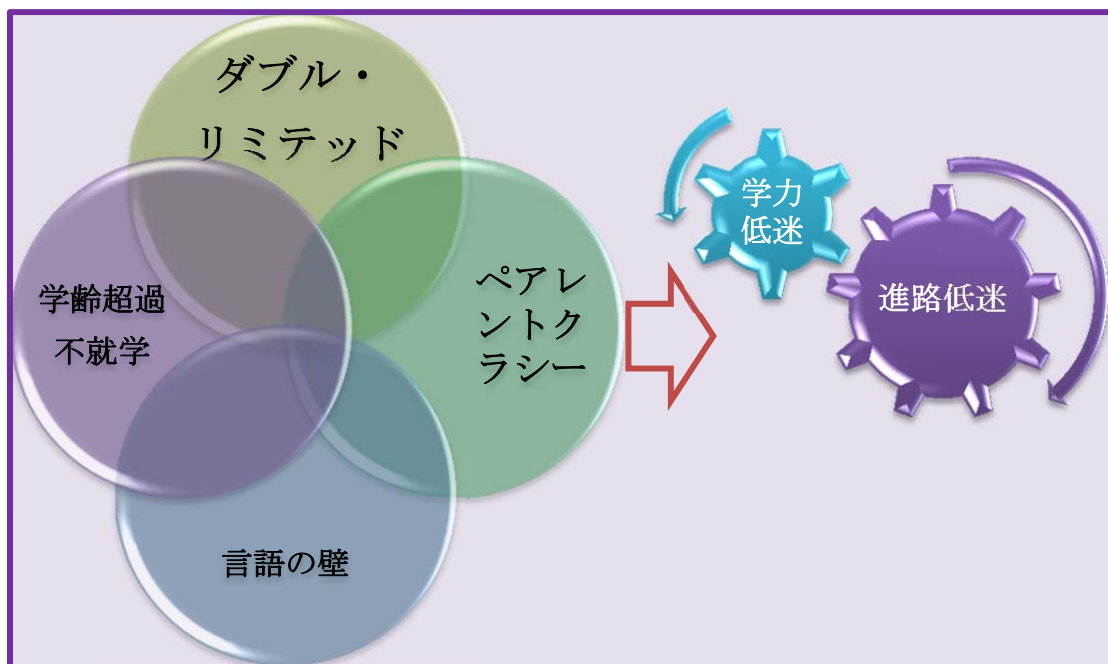
本人児童が学校の勉強で分からないことがあった場合、教員に教えてもらう以外にも、家族に聞くという選択肢がある。しかしながら外国籍の両親をもつような外国人児童の場合、特に国語など日本語に関する知識が必要な科目に関しては、家庭内で親に聞くことが出来ない場合がある。さらに、そもそも「家庭学習」という文化が存在していない場合もあり、比較的低年齢の時期から学習習慣を身につける日本人児童とは、学習に対する姿勢という意味で差異が生じることとなる。以上のように、家庭環境が外国人児童の学びに与える影響は非常に大きい。

3-4. 学力及び進路の低迷と再生産

ここまで大きく三項目に分けて、外国人児童が直面する諸問題について論じてきた。では、こうした諸問題は外国人児童の将来・未来にどのような影響をもたらすのであろうか。それは、学力及び進路の低迷と、その負の再生産である。

先程述べてきた諸問題は、外国人児童が日本社会において教育を受けていく上で非常に大きな障害となっている。また、別個に存在しているかのようにみえる、性質の異なる諸問題であったが、これらが複合的に組み合わさって一人の外国人児童に重くのしかかっているという場合も考えられる。そのような場合には特に、当該学年の教育課程から大幅に遅れてしまうと考えられる。つまりは学力の低迷であるが、これがさらに進路の低迷を引き起こすこととなる。(図6参照)

【図6】外国人児童の直面する諸問題イメージ図



(筆者作成)

残念なことに、政府によって正式に外国人児童の高校進学率に関する調査が行われているわけではないため、具体的な数値は把握できていないが、識者によっては、地域差も存在するが日本人児童の高校進学率（平成 22 年に実施された文部科学省の調査によれば、98.1%）と比較すると数十パーセントもの開きがあるのではないかと指摘している声もある。ではなぜ、これらが児童の将来に暗い影を落とすことになるのか。それは、日本社会がいわゆる「学歴社会」であるからである。

先に断わっておきたいが、筆者は「偏差値の高い学校に行くべきである」とか、「いい学校へ行かなければ幸せになれない」「給料の高い仕事に就くことが幸せである」などといった考えは一切持ち合わせていない。その児童にとっての幸せとはその児童自身が考えるものであるべきで、他人の定義を押し付けるものではないからである。しかしながら、どんな願いを抱いているにせよ、自己実現をするために「よりよい学び」は欠かせないものであることは疑いようがなく、本論文ではその「よりよい学び」を獲得するためには児童にとって「適切な環境（＝学校）」を選択できる「力（＝学力）」が重要であるという考えを根本に置いている。

それでは話を元に戻し、以下に、学歴社会の定義を引用する。橘木によれば、学歴社会とは、

「卒業した学校によって、その人の人生経路が変わるということだと考えられる。例えば、どのような学校を卒業したかによって、社会での処遇や、その人に対する他人の印象、態度などに差が生じることを指す。」¹¹

という。これは、例えば人材の採用に際して、個人の潜在的な能力を示す指標として学歴を重視するような社会（＝機能的学歴社会）のことであり、「学歴社会」という言葉そのものはしばしば批判的となるが、現実には学歴が重視されている日本社会は、学歴社会であると認めざるを得ないであろう。

こうした社会においては、進学しない、あるいは進学できないという事実は、自己実現をかなえる上で最善の選択肢とは言えないであろう。従って、外国人児童の進学率が低迷していることは、結果的には外国人児童の自己実現、つまりは将来に暗い影を落とすことになる。そして、小内によれば、

「学歴や実力といった業績的要因が諸個人の社会的地位を形成する手段となる社会においても、世代的再生産が生じる可能性がある」¹²

という。ここでいう「再生産」とは、

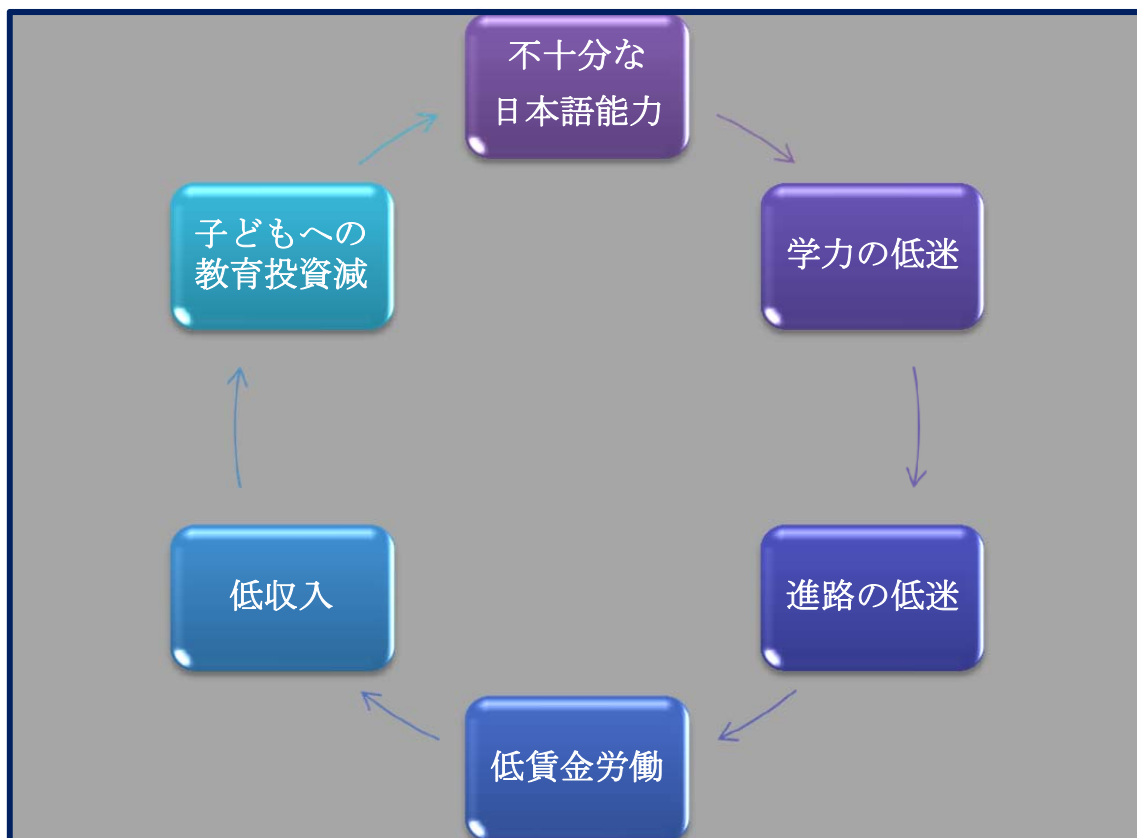
¹¹橘木俊詔,2010,p3 より引用

¹² 小内,2005,p163 より引用

「表面的には様々な変容を遂げているように見える社会の深部に、変わりにくい不平等な構造が存在する点を社会的に浮き彫りにしようとする考え方」¹³

のことを指しており、筆者は、外国人児童の学力・進路の低迷はこの再生産に帰結するのではないかと考えている。つまりは、様々な問題によって引き起こされた外国人児童の学力・進路の低迷は、一見その児童個人の問題であるかのように見えるが現実にはそれだけではなく、それが、外国人児童が「外国人であるが故に」組み込まれてしまう不平等な構造の中で世代的に再生産され得る問題なのだということである。そして、一度この構造に自動的に組み込まれてしまうと、例えば極端な例として「…→日本語能力が不十分→学力・進路低迷→低賃金労働→（結婚・出産を経て）→経済的余裕×→子どもの学力低迷→…」といった再生産の負のスパイラルに陥ることになってしまう。（図7参照）

【図7】外国人児童の直面する負の再生産（例）



（筆者作成）

¹³ 小内,2005,p167 より引用

ここまで、外国人児童の自己実現を妨げる「負の再生産」がいかんにして生まれてくるのかということについて論じてきた。そして、その負の再生産の根本に潜んでいるのは、あるいは言い方を変えれば、外国人児童を負の再生産へと引き込んでしまう要因は学力——つまり、学力を決定するという意味での「教育」であった。であるとするならば、外国人児童がこうした構造に組み込まれてしまうのを防ぐのもやはり、教育である。次の章ではその具体的な方策を、事例を交えて述べていきたいが、その前提として次に、これまで述べてきた外国人児童の抱える特有の不平等——つまりは日本人児童と外国人児童の教育に存在する「差異＝格差」に問題意識を置き、ここまでをまとめる意味で論じていきたい。

4. 教育格差とは

本論文の主題にも含まれている「教育格差」という言葉は、一言で定義をするのは難しい。さらに、この言葉自体は外国人児童に限って使用されているものではなく、日本人児童の間での格差を表す場合にも用いられている言葉でもある。また、それだけではなく、この言葉の範囲には非常にばらつきがあり、例えば国家間での格差や男女間での格差、地域間での格差を表す際にも用いられるなど、論者によってその定義は異なっている。そこで本論文においては「教育格差」を、「**教育に関する、生まれ育った環境によって生じる、不平等な差異**」と定義づける。この中の「環境」という言葉であるが、ここには様々な「環境」を想定しており、「〇〇（国）で生まれ、日本の〇〇（地域）で育った」など、外国人児童の多様な個々のバックグラウンドを包括させている。また、それ以外にも家庭環境や学校内部の環境なども含めている。この定義により、先に述べてきたような外国人児童の直面する諸問題が、筆者が考える日本人児童との「教育格差」であるということが明確になったのではないであろうか。それでは次に、この教育格差の是正の意義について論じていきたい。

5. 教育格差是正の意義

なぜ、外国人児童の教育格差を是正することに意義があるのでしょうか。大きく分けて、二つの意義があると考えている。

第一には、外国人児童の「人権」の保障及び自己実現という観点からである。前章で述べた通り、日本が批准している「子どもの権利条約」においては「すべての子ども」に「教育を受ける権利」が認められている。これはただ教育を受けることのみを目的としているのではなく、児童が望む教育を受けることで自己実現をし、なりたい自分になり、夢をかなえる権利を保障しているのである。この権利が、「外国人であるから」という理由で認められない、あるいは権利を実現するうえで障壁がある、というのは、実に不平等であるといえる。日本社会の一員である外国人児童がよりよく生きていくためにも、教育格差の是

正は不可欠であると考えている。

第二には、外国人児童を「グローバル人材」として捉えるという観点からである。先に、日本語以外の言語を母語とする外国人児童にとって日本語は第2言語であり、ケースによっては習得が容易でないということを述べた。しかしながらその一方で、仮に母語能力も十分な上に日本語を習得することができた場合、その児童は2か国語を操ることが出来るいわゆる「バイリンガル」となる。こうした能力はグローバル化の進む時代において非常に重要視されることから、外国人児童の教育格差を是正するということは日本社会にとって、さらには国際社会にとっても貴重な人材を育成するということにも繋がるかもしれない。少々大げさな表現のように聞こえるかもしれないが、外国人児童がその可能性を秘めていることは疑いようのない事実である。

以上の事から、筆者は外国人児童の教育格差を是正するべきであると考えている。また、それに伴って是正するための何かしらの方策が必要であると考えている。先程、政府による「特別課程の整備」に関する省令に関して記述した。確かに「改善」という点では有効な変化であると捉えることが出来るが、やはり学校内での取り組みには限界がある。また、民間の塾などにおける外国人児童への教育も存在していないことはないが非常に稀なことと、本論文の中で特に扱いたい外国人児童は、自力では負の再生産から脱却することが出来ない（例えば家庭に経済的に余裕のない）外国人児童であるために、民間の塾を利用するという選択肢は取り扱いたくない。

そこで筆者が考える外国人児童の教育格差是正のための方策とは、「協働による学習支援」である。具体的にどのような方策が考えられるのか、次章に述べていく。

第3章 教育格差是正のための方策——鶴見国際交流ラウンジを事例に

本章では、外国人児童の教育格差是正のための具体的な方策として「鶴見国際交流ラウンジ」(以下、ラウンジとする)において実施されている、行政と地域ボランティアの協働による学習支援事業を事例として取り上げながら論を進めていく。また、その特長を理解していく手助けとして、まずは研究対象地である「横浜市鶴見区」に関する概要と地域特性を、そしてそれに続けてラウンジ事業に関する概要などについて触れておきたい。その後本論文の中核となる学習支援事業の有効性や、教育格差是正に必要なものとは何であるのか、ということについて論じていきたい。

3-1. 横浜市鶴見区概要

鶴見区は横浜市の最東端に位置している。区内はその特性から大きく三つのエリアに分けることができ、北部から「①住宅地が連なる丘陵部『丘のまち』」「②鶴見川に沿った低地『川のまち』」「③臨海部の埋め立て地『海のまち』」によって構成されている。下の【図8】は、それをわかりやすく地図にあらわしたものである。

【図8】鶴見区エリア分類¹⁴



¹⁴ 鶴見区 HP より転載

鶴見はエリアによって全く異なった様相をしており、外国人が多く居住しているのは②の駅周辺から③にかけての地域である。②の駅周辺エリアに関しては中国・韓国・朝鮮や南米の出身者が多く居住しているが、それは各国のエスニック料理店が点在していることと関係がある。③の、特に図の中の東部と南部の境の地域は「潮田地区」であり、特にブラジル・ペルー等の出身者が多く居住している。この地区の中の「本町通り」などには南米系のレストランや物産展が多く立ち並んでいる。また、沖縄物産店や沖縄料理店が目立つのもこの地域となっている。

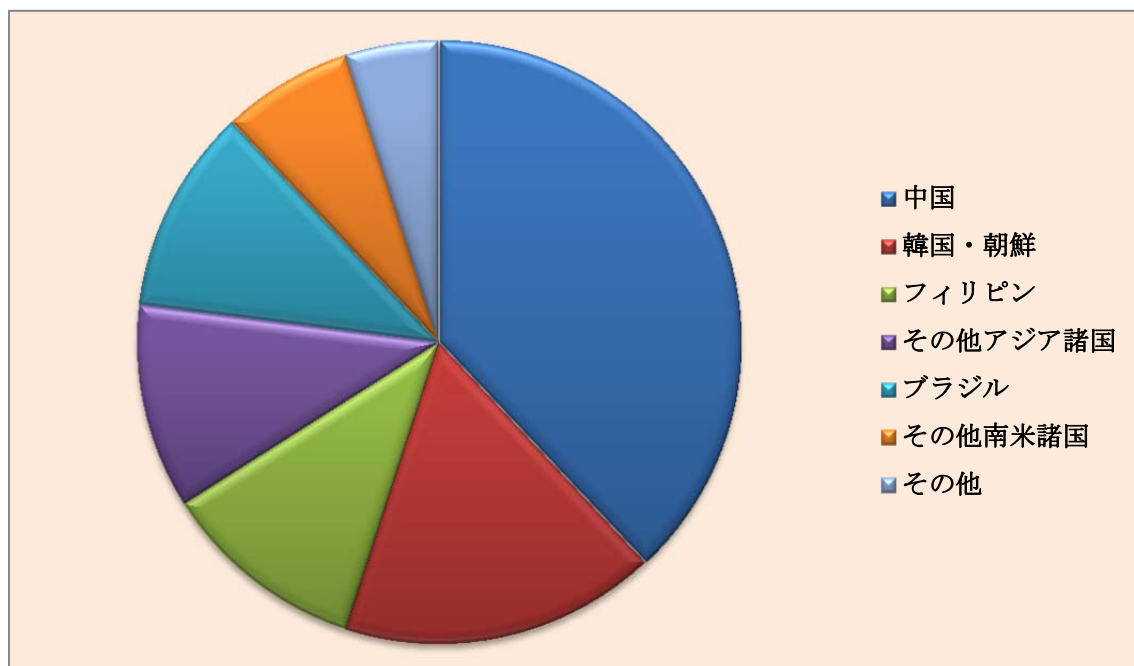
そして、区内全体の外国人居住者数はおおよそ 9,600 人に上り、中区（おおよそ 15,000 人）に次いで横浜市内で 2 番目に外国人人口が多い区である。鶴見区の全体の人口はおおよそ 281,600 人であり、区民に占める外国人住民の割合としては 3.4%程度となっている。これに関しては市内で中区（10.3%）、南区（4.1%）に続いて 3 位となっている。（表 2 参照）外国人住民の国籍の主な内訳としては、中国籍の外国人が約 3,600 人、韓国・朝鮮籍の外国人が約 1,600 人居住しており、この二つの国籍の外国人で区内全体の外国人人口の半分以上を占めている。このように中国と韓国・朝鮮籍の外国人が多いのは日本全体、さらには市内全体の外国人居住者構成の傾向と一致しているが、鶴見区で特徴的なのはブラジルやペルーなど南米系の外国人が他の区に比べて圧倒的に多いことである。それぞれの人口はブラジル籍の外国人が約 1,100 人、ペルー籍の外国人が約 420 人ボリビア籍の外国人が約 150 人という人口構成になっており、特にブラジル籍の外国人人口は市内全体（約 2,500 人）のおおよそ半分近くを占めている。さらにここ数年の変化としては、ボリビア籍の外国人住民が増加傾向にあり、約 150 人となっている。これら南米の 3 国で区内の外国人人口のおおよそ 2 割弱を占めている。このほかに多いのはフィリピン籍の外国人であり約 1,000 人が区内に居住しているが、フィリピン籍の人々の多くは出稼ぎのために来日している人が多く、母国へと帰国することを前提としているため、人口の増減が比較的激しい。さらに鶴見の特徴であるといえるのは、ネパール籍の住民の多さである。市内では国籍別の外国人居住者数のランキングで 10 位となっているにもかかわらず、鶴見区内においてはペルーに続いて 6 位となっている。（図 9 / 表 3 参照）ちなみにネパールの人々はインド料理店で働く傾向があるそうである。（鶴見国際交流ラウンジ作成資料）

【表 2】 鶴見区の外国人登録者数と区民に対する割合（平成 26 年 9 月末現在）

	外国人登録者数	区／市民人口	割合
中区	15,164	147,489	10.3 %
鶴見区	9,614	281,644	3.4%
横浜市	77,428	3,710,008	2.1%

（鶴見国際交流ラウンジ作成資料より、筆者作成）

【図 9】 鶴見区内の外国人登録者数（割合）



（鶴見国際交流ラウンジ作成資料より、筆者作成）

【表 3】 鶴見区内・横浜市内の国籍別外国人登録者数（実数降順）

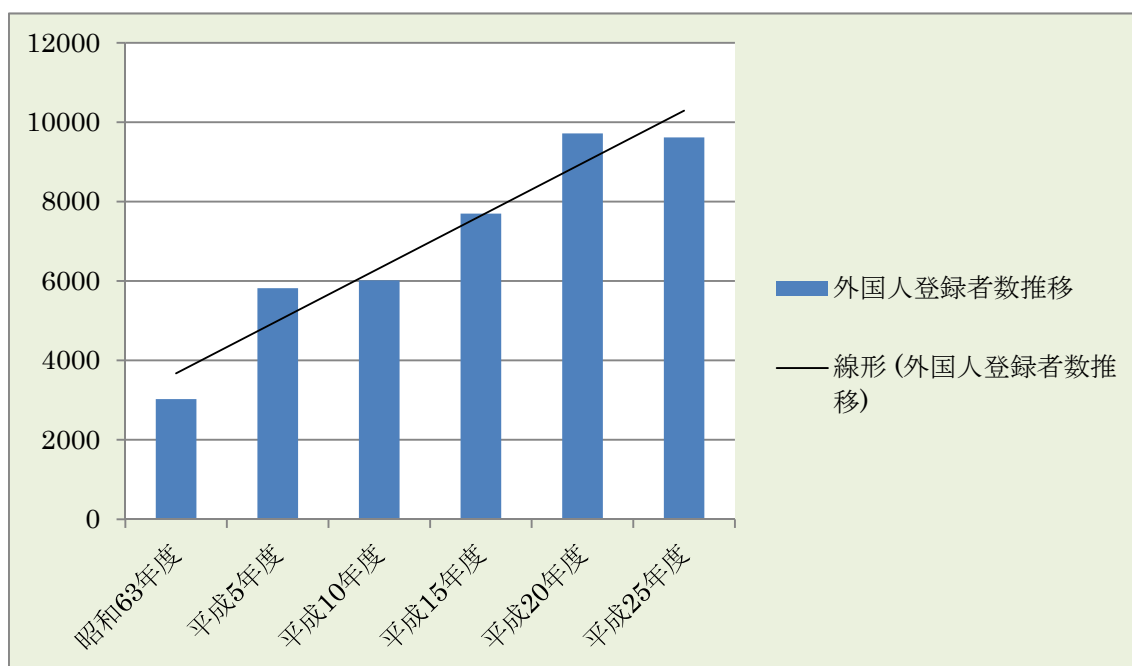
鶴見区 9,614		横浜市 77,428	
1	中国	1	中国
2	韓国・朝鮮	2	韓国・朝鮮
3	ブラジル	3	フィリピン
4	フィリピン	4	ベトナム
5	ペルー	5	ブラジル
6	ネパール	6	米国
7	ベトナム	7	台湾
8	台湾	8	インド
9	インド	9	タイ
10	ボリビア	10	ネパール

（鶴見国際交流ラウンジ作成資料より、筆者作成）

ここでもう少しマクロな視点を取り入れる。鶴見の外国人居住者数は、第1章において確認した全国的なトレンドと同様、昭和60年（1985年）から急激に増加した。そして1990年の入管法改正により、ブラジル、ペルー、ボリビアなどの南米日系人の来日が急増する。また、こうして鶴見にやってきた外国人の多くは京浜工業地帯の工場労働者として生計を立てていたが、京浜工業地帯に日本全国から労働者が集まった際に、沖縄から鶴見に多く

の人が移住した。それに伴って、沖縄にルーツを持つ南米系日系人が多く鶴見区へと集住したという流れがある。外国人居住者数全体としては、その後平成 20 年度（2008 年）までの 20 年間に約 3 倍までに増加したが、以降、現在に至るまでは若干の減少傾向にある。これは、上で述べたような出稼ぎ意識が特に強いフィリピン籍の人々が帰国したことなどが理由として考えられる。（図 10 参照）

【図 10】外国人登録者推移



（鶴見国際交流ラウンジ作成資料より、筆者作成）

このように、鶴見においては様々なエスニック・グループが存在しており、複合的な性格を帯びた地域となっていることが分かる。さらに、各々のグループが独自のコミュニティを形成しており、エスニシティが重層的に形成されているともいえる。また、特に鶴見における日系南米人のコミュニティは「トランスナショナル」であるのが特異な点として挙げられており、中でもボリビア籍の人びとの間で、濃密な人間関係が息づいているということも指摘されている。以上のことから、鶴見というまちは非常に国際色豊かで多様に溢れたまちであるということが出来るが、それに伴って行政、区民がこの多様性を尊重するかたちでまちづくりを進めてきた。次に、鶴見における多文化共生について、行政の政策などの視点から論じていきたい。

3-2. 多文化のまち「鶴見」

ここでは、鶴見区における多文化共生施策に関して述べていく。鶴見区では、外国人居

住者数がピークに達した平成 20 年に、「鶴見多文化共生のまちづくり宣言」というものが作成された。この中では、鶴見というまちが多様な文化を寛容に受け入れてきた歴史を「誇り」として掲げ、以降も多文化共生に注力していくことが区長によって宣言されている。また、同時期に「鶴見区多文化共生推進アクションプラン」（平成 23 年改定）が策定された。このアクションプランは平成 18 年に議決された「横浜市基本構想（長期ビジョン）」に基づいた「ヨコハマ国際まちづくり指針」を踏まえたものである。このプランの中で目指された鶴見の「姿」とは、鶴見の特徴でもある「多文化性」を鶴見の豊かさと捉えられるようなまちの姿であった。また、施策の方向性としては、「外国人が自立して、安心して生活を送る」ことなどが謳われていた。ちなみにこのアクションプランの策定以降、鶴見区における多文化共生に関する一連の取り組みは、全てこのプランを基盤にして実施されている。そして、こうした方向性の元、平成 22 年に設置されたのが、後に取り挙げる「鶴見国際交流ラウンジ」である。

以上のように、鶴見というまちは外国人住民の急激な増加を経験する中で、多文化共生に関して非常に積極的に取り組んできた、懐の深いまちであるということもできよう。ここまでは外国人住民の全体像や、鶴見のまちのあゆみに関してたどってきた。ところで、本論文の主旨である、外国人児童については、どのような状況になっているのであろうか。また、何か鶴見特有の問題や課題が存在しているのであろうか。以下に考察していきたい。

3-3. 鶴見区における外国人児童の現在

先に述べた通り、現在鶴見区内に居住する外国人の数はおよそ 9,600 人であり、これは横浜市内において 2 番目にあたる数であった。そしてそのうち、外国人児童数は約 240 人である。「240 人」と聞くと少々少ないような印象を受けるかもしれないが、実はこの「240 人」という数は市内で最も多い数となっている。これについて詳しく述べれば、市内の外国につながる児童生徒のうち、鶴見の占める割合は 14.5%となっている。つまりは、外国人居住者数全体で見た場合にはそこまで目立った特徴があるというわけではないが、実は鶴見という地域に関して特筆すべきなのは、外国人児童数が多いということなのである。また、前章においてくり返し触れてきた「日本語指導が必要な外国人児童」に関して言えば、市内の当該児童生徒のうち、鶴見区の占める割合は 29.0%となっている。つまり、横浜市内において日本語指導が必要な児童生徒のうち、約 3 人に 1 人は鶴見区内に居住しているということが指摘できる。

こうしたことを踏まえれば、鶴見区における外国人児童への教育、特に日本語指導という意味での教育が非常に重要であることが容易に想像できる。また、それに伴って、学校教育だけでは埋めることのできない「穴」を埋める役割を担う学習支援が存在することが非常に大きな意味を成しているということも言えるであろう。それではここで、本論文の中核であるともいえるラウンジの学習支援について論じていきたい。また、次の章におい

て協働に関して記述していきたいため、ラウンジの学習支援について言及する前に、ラウンジが設置されることとなった経緯や事業そのものについて触れていく。

3-4. 鶴見国際交流ラウンジ概要

先程までは、鶴見区における多文化共生政策についての概要を追ってきた。一方で、横浜市の多文化共生に関わる事業に関しては「横浜市中期 4 か年計画／施策 20／国際交流・多文化共生の推進」を軸に事業が進められている。

そして、その事業のもとで市内に初めにラウンジが設置されたのは平成 8 年のことであり、当時は「横浜市国際交流ラウンジ基本構想」によって方針が定められていた。そして、現在ラウンジについては、施策 20 の内の「事業 4／国際交流ラウンジの整備」の中で扱われている。横浜市には 18 の区が存在しているが、未だ 7 つの区にはラウンジが未設置である。居住区以外の近隣区のラウンジを利用することももちろん可能であるが、より地域に密着した事業を目指すために、今後もラウンジの増設が視野に入れられている。ちなみに、計画段階でのラウンジ数は、11 カ所とされている。

次に、ラウンジが設置される経緯について述べていく。市内では以前から途上国支援など、国際交流を主眼に置いたボランティア活動が活発であったが、そのための活動場所が行政によって設けられていたわけではなかったため、「活動するための場所がほしい」という声がボランティアスタッフなどから多く寄せられていた。そこで、国際交流ラウンジを設置することによって、活動場所を提供する役割を果たそうと試みたのである。

しかし当初のもくろみとは異なって、外国人居住者数が急激に増加した後は外国人住民の生活課題——例えば、言葉における支障、窓口対応の困難、そして通訳などが必要になったのである。そこで、「場」としての機能よりも、「支援」的側面や、「日本人・外国人双方が暮らしやすい地域づくりを目指す多文化共生実現の拠点」としての要素を充実させていこうとする動きが始まったのである。実際に、市が実施した外国人市民意識調査を参照すると、市内での生活に回答者のおよそ半分が満足していると答えているものの、生活上での不安として日本語の不自由さが最も多く挙げられている。行政窓口でのサービスに関しては「書類が日本語で、書き方がわからなかった」「ことばが通じなかった」といった回答が多く、また子どもの日本語の習熟度に関する質問では 3 割近くが日本語での授業を受けるのが難しいと回答している。全体的な傾向として、市内に住む外国人の多くは日本語の難しさという言語面での困難というものに大きな不安を抱えていたのである。こうして、「多文化共生」的な要素を重視する形でラウンジが設置されることとなった。

先に述べたラウンジに関する基本構想はその後 10 年間用いられたが、外国人を取り巻く社会的な状況変化などを踏まえて作り直されることとなる。それが、「横浜市国際交流ラウンジの設置及び運営に関する指針」であり、平成 18 年から施行された。この指針により、「多文化共生」という文言が明文化されることとなる。ちなみに、「多文化共生」という概

念を施策の中に盛り込む自治体は外国人の流入が急増した頃でさえ、愛知県などの外国人集住地域を除けば、まだまだ多くはなかった。近年になってようやく徐々に増えてきたが、横浜市はその先駆者的存在であったと言える。これは、横浜市には歴史的に外国人が多く居住してきた背景があったために、外国人居住者といかに共生していくか、といった課題が常につきまとしてきたからである。

以上のような流れを汲んで、鶴見区に国際交流ラウンジが設置されたのは、平成 22 年 12 月のことである。鶴見区の国際交流ラウンジは、平成 20 年から「鶴見区国際交流事業推進委員会」で開設に向けた議論をし、それを踏まえて準備を進め解説に至ったのである。現在市内に設置されているラウンジの中では 2 番目に新しい。(現時点で最も新しいのは「いずみ多文化共生コーナー」) 各区ラウンジ内の活動は指針によって定められている中からそれぞれの地域の実情を反映させたものとなっているが、鶴見のラウンジにおける主な活動は、次のようなものが挙げられる。

- ① 多言語による相談や情報提供
- ② 母国で経験のない地震など防災支援
- ③ イベントなどを通じた地域住民との交流会
- ④ 日本語学習の支援や子どもたちの学習の支援

それぞれについて、簡単に説明をしておく。①はラウンジに設置された相談窓口を通じた情報提供を指す。鶴見ラウンジでは常に、日本語+2か国語以上(スペイン語、ポルトガル語、中国語などが相談員のシフトに応じ組み合わせる)で対応できる環境が整っており、相談員の常駐時間の長さは、1日計10時間にも上り、市内のラウンジでは群を抜いているともいえる。また、少数派の言語にも対応しており、対応可能な言語の情報はHP上でも確認することが出来る。さらに、相談の質にもこだわり、ラウンジ内だけでは解決しきれない相談に関しても必ず「紹介までつなげる」こととしている。相談内容は「日本語に関する相談」が群を抜いており、他に行政手続きや教育に関する相談も多いという。

②は震災後に特に活発になった活動であり、避難経路や避難場所、防災グッズなどに関する知識を提供するために行っている活動である。

③は地域根付いたラウンジづくりをするための活動全般を指す。例えば「外国人親子カンガルーサロン」という会があり、「入園・入学」「日本の行事」「健康診断」などのテーマに沿いながら、日本での子育てに必要な情報や日本語について学ぶ場となっており、子供を持つ外国人の母親同士が「ママ友」をつくる場ともなっている。さらには「インドへようこそ!」「アルゼンチンへようこそ!」など、各国の文化を楽しむ催しなどが地域の日本人住民を巻き込む形で行われている。また、神奈川大学と提携し学生をボランティアとして招いたり、餅つきなどのイベントを町内会と共同で行うこともある。こうした一連の取り組みは単発的なものではなく、定期的開催されている。それによってラウンジと

地域とのつながりを深める役割を果たしている。また、イベント開催に際しては鶴見区報などにおいても広告が掲載される。これらは、単にラウンジの認知度を上げる助けになるというだけではなく、地域の日本人住民が外国人と「共生」していくことについて考えるきっかけともなっているのではないだろうか。また一方で、イベントに参加する外国人住民自身が、自らもまた地域の一員であるということを認識する機会とも成り得ると考えている。

そして④日本語学習の支援や子どもたちの学習の支援こそが、本論文で教育格差是正の方途として取り挙げたいラウンジの取り組みである。ラウンジ内の学習支援は大きく分けて2種類存在している。日本語学習支援教室と学習支援教室である。次に、各学習支援について記述していく。

5. ラウンジにおける学習支援の実態

ここでは、ラウンジにおける学習支援の実態に関して詳しく述べていく。はじめに各学習支援の概要を述べた後、筆者が調査の中で耳にした事例を取り挙げながら、外国人児童の格差是正の方策を探っていく。

はじめにこの学習支援全体について述べておく。日本語学習支援教室・学習支援教室共に小学校3年生から市内の高校受験を控えた中学校3年生までを対象とし、無料で参加することが出来る。各教室の定員は30名程度となっており、月2回ずつラウンジ内にある部屋で教室が開かれている。そして、多少の増減はあるものの、参加する外国人児童と同数程度のボランティアスタッフが活動を支えているために、教室内での指導はマンツーマン指導となっている。また、教室には、基本的には外国人児童自らの希望で参加をすることが出来る。ただし、高校受験を控えた中学3年生の学習支援教室への参加に限っては、その児童が在籍する学校からの推薦によって参加するケースがある。ラウンジの学習支援教室に参加している、あるいは参加を考えている児童に関しては必要に応じてボランティアスタッフが、児童の在学している学校の教員とやり取りを行い、具体的にどのようなサポートが必要であるか、どのような力を伸ばすべきであるかなどに関して、情報の共有を行っている。さらに、教室に定員を設けていることと、参加希望者が多いことから、家庭に経済的な余裕のある外国人児童に関しては民間の塾の利用を勧めることがあるとのことである。

ではここではまず、日本語学習支援教室について記述していく。日本語学習支援教室はその名のとおり外国人児童の日本語能力の底上げを目的とした支援教室である。この教室への参加を通じて児童の日本語能力を高め、日常生活、さらには学校生活において不自由なく過ごしていけるようになることを目指している。しかし、参加する外国人児童の日本語能力に関しては、全く話せない児童から、ある程度流暢に話せる児童まで、かなり個人差が激しい。特に漢字の読み書きについては難しいと感じる児童が多いようで、日本語を

流暢に話すことが出来る児童でも、漢字に関しては不得手な場合もあるようである。ちなみに、学習をサポートするボランティアは、同ラウンジ内で夏に開講される「日本語ボランティア入門講座」を受講したスタッフを始めとして構成されており、マンツーマン指導の利点を活かし、その児童個人の日本語能力に沿った指導を行っている。

次に学習支援教室であるが、日本語学習支援教室が日本語という言語教育に特化しているのに対し、こちらはどちらかという教科教育に特化した学習支援となっている。マンツーマン指導という点では日本語学習教室と同様に、児童の学力に沿った指導ができているといえる。また、この学習支援教室には高校受験を控えた中学校 3 年生の外国人児童も参加しており、基本的にかれらの多くは市内の高校への進学を希望している。そのため、参加する児童によって参加の目的は異なるが、学齢相応の学力を身につけるために参加する児童に対しては学校の授業を補完する役割を、受験勉強をしたいと望む児童に対しては、受験勉強をサポートする役割を担っているということが出来る。

以上が、各学習支援教室に関する説明である。いずれの教室も熱心なボランティアスタッフの方々によって指導がなされており、児童は非常に積極的に学習に取り組んでいる。各学習支援教室は大変好評であり、参加希望者が後を絶たないという。これはこの支援が外国人児童の学習支援として非常に効果を発揮しているということの裏返しであるとも解釈できる。

しかしながら、先に述べた通り、これら学習支援教室を利用している外国人児童はその国籍やその母語、さらには日本語能力全てにおいて、つまりはラウンジの学習支援教室を利用する以前から大きな個人差が存在している。それゆえに学習支援教室におけるマンツーマン指導というのはかなり有効であるということになるが、一方で、個々の児童における学習に関する問題や課題も非常に多様であるといえる。そこで次に、もう少し詳細に、国籍別に事例を取り上げながら考察を行っていきたい。その後、児童の持つ家庭的なバックグラウンドなども考慮しつつ、前章にて述べた諸問題と照らし合わせ、どうすれば格差を是正することができるのか、またそのためには何が必要であるのかを続けて考察していきたい。ただし序章においてお断りしたとおり、取り挙げる事例は特に特徴が際立っていた 2 つに限定させて頂いた。また、事例は必ずしも個人を取り上げるものではなく、その国籍の児童に多く見受けられる傾向などについても言及していくものとする。

5-1. ブラジル人児童の事例

まずはじめに取り挙げたいのは、ブラジル人児童の事例である。この事例を取り挙げた理由は、鶴見区においてブラジル人の占める割合が高く、近年さらに居住者数が増加傾向にあることから、この事例に共通項を見出すことのできる児童が多い、あるいは今後そういったケースが増加していくのではないかと考えたからである。またそれに加え、調査を進める中で教育に関する様々な部分で課題を抱えていることが明らかになったことも理由として挙げられる。それでは以下に述べていく。

まず、鶴見に居住するブラジル人の居住傾向としては大きく分けて二種類ある。一つは、日本国籍を取得し、永住者として鶴見に居住する人々、もう一つは、いずれ母国へ帰国することを前提として一時的に居住している人々である。この二者の間には「教育に関する意識」という面で非常に大きな差異が存在しているため、別個に論じていく。

日本国籍を取得し鶴見に居住するブラジル人は、当然永住することを前提として鶴見に留まっている。そのために、彼らにとっては一定以上の日本語能力を持っていることが日常生活をよりよく過ごしていく上で大きな意味を持っている。それに伴って、彼らの子どもたちが将来日本社会で不自由なく生活していくために、十分な日本語教育、十分な教育を受けておくべきであるという考えも持っているのである。つまり、比較的親の教育に対する意識が高いという特徴があり、その親の意識の高さに影響され、児童自身にも「将来のために勉強をする」といった意識が芽生える。

その一方で、母国への帰国を想定しているブラジル人に関しては、その真逆であると言わざるを得ない。「どうせ帰国するのだから日本語を学ぶ必要はない」「勉強をする必要が無い」という意識を持つ親が多い傾向にあるのである。確かに、短い滞在期間の中で第2言語を習得することは非常に困難であるし、そこに意義を見出すことは困難であるかもしれない。しかしながら児童にとっては、日本語能力が不十分であることと同時に起こり得る学力の低迷が、帰国後の学校教育においても「穴」として悪い影響を残してしまうことも考えられる。

このように、鶴見区のブラジル人児童については勉強に対する親の意識が二極化する傾向にあり、意識の低い親を持つ児童は学力面で遅れを取ることが想定される。さらに、ブラジル人児童が抱える問題は他に、「母国の教育意識・水準の低さ」が挙げられる。

ブラジル国内での義務教育（6～14歳）への就学率は2009年の調査の時点で97%程度となっているが、低所得者層の児童に関しては就学率・進学率が低くなっている一方、退学率が高い。これは、児童が学校に通いながら、あるいは通わずに家業の手伝いをしているケースが存在しているからである。国家全体として教育に関する意識は高まりつつあるが、一部の地域に関して自治体の資金不足などにより学校数が少なく不就学児が存在することなどが問題とされている。こうした問題による様々な影響が、来日後も児童に重くのしかかることがあるのである。

5-2. 中国人児童の事例

次に取り挙げたいのが、中国人男子児童A君の事例である。この事例に関しては、まずは彼のサクセスストーリーを綴りたい。

A君は、中国に生まれ、日本の学校では小学校5年生にあたる時期に両親と共に来日、その後鶴見区内の小学校に転入した。そしてその後、ラウンジの学習支援教室を利用し始めた。来日直後は言語の壁に苦しむこともあったが、日々の生活を過ごしていく中で日本語を習得する。A君は来日以前、中国の学校教育においてある程度高度な教育を受けていたこ

ともあり、「学校での授業+ラウンジの学習支援教室内での学習」により、持ち前のハングリー精神からメキメキと学力を伸ばしていく。中学校3年生の高校受験期までの約5年間ラウンジの学習支援教室を利用し、神奈川県内トップの県立高校を受験した。結果は見事合格。現在も通学している。

彼がこうして第1志望校に合格し、理想的な環境で高校生活を送ることが出来ていることは、まずは当然彼の数年間の努力のたまものであると言うべきである。学校における学習とラウンジにおける学習、加えて家庭での学習全てを疎かにしなかった彼の努力が実を結んだのである。しかしその一方で、彼が受験勉強に励むにあたって、非常に「良い環境」のもとに置かれていたことも見逃してはならない。ここでいう「良い環境」とは、まずは彼が中国で生まれ育ったという点である。言語に関して、彼は中国語を母語としているが、一般的に、中国語や韓国語などは日本語に近い言語とされているため、他の言語を母語とする人々よりも、比較的容易に日本語を習得することが出来たのである。実際に彼は日常生活の中で日本語を習得していった。この第2言語の習得の速さは、こうした言語面でのアドバンテージだけでなく、来日以前に彼が中国国内の学校教育において、ある程度高度な教育を受けてきたことにも影響を受けている。中国社会もまた日本社会と同程度の「学歴社会」であるといわれており、その入り口である義務教育の教育水準も高いものとなっている。従って、高い水準の教育を受けてきた中で第2言語を習得する土台となる理解力が育っただけだけでなく、各教科学習における一定以上の学力を、あらかじめ身につけていたことが彼にとってプラスに作用したのである。さらに、中国社会において「受験」という文化が浸透しているという社会的な背景も、彼がよりよい環境を目指して受験をすることを試みた一つのきっかけとなっている。また、彼が来日したのは小学校5年生の時であったが、来日してから受験までに数年の間が空いていたことによって、彼が日本語を習得し、受験勉強に取り組むための十分な時間が確保できたとも考えられる。

以上を踏まえると、A君にとってプラスに働いてきた種々の要素は、いずれも彼が来日する以前から文化・慣習として存在していたこととなる。

ここまで、ラウンジの学習支援教室の特徴、続いていくつかの事例を参照してきた。簡単にまとめると、外国人児童の抱える教育格差の根本的な原因はラウンジを利用する前から児童に備わっている、ある意味で「先天的」なものであった。具体的には、母語の違いによる日本語習得速度の違いや、母国の教育水準の違いなどである。より高度な教育を受けていればいるほど日本語習得がはやく、日本語習得がはやければはやいほど、より高度な学力を身につけることが出来る。以上を踏まえると、児童の格差の背景には直接的、根本的には解決することが出来ない（もしくは改善が困難であるような）「差異」が存在しているのである。従って、外国人児童の教育格差を是正することを考えた場合には、こうした差異を埋められるような——つまりは、前章で挙げたような諸問題を解決、改善し得るような学習支援が必要とされるといえる。それでは、ラウンジにおける学習支援は、諸問

題に対しどのようにアプローチを試みているのであろうか。次に記述していく。

5-3. ラウンジにおける学習支援の有効性

ラウンジにおける学習支援の有効性について述べる前に、前章で挙げた諸問題について、明らかになった問題点を簡単に確認しておきたい。なお、前章における順序とは敢えて異なった順序としている。

- ① 受験競争の激しい国の教育文化の経験がなかったり、それに関する知識が豊富でない親を持つ児童の場合には、ペアレントクラシーという概念はマイナスの影響をもたらす
- ② 比較的低年齢の時期から学習習慣を身につける日本人児童とは、学習に対する姿勢という意味で差異が生じる
- ③ 母語が未発達のまま来日した外国人児童は、日本語習得が困難になりがちであり、さらにそれが学力の低迷につながる
- ④ 「日本語が分からないから」という理由で、不就学になった結果、十分な教育を受けることが出来ない
- ⑤ 学齢超過者のための学習できる環境は十分であるとは言えないために、学齢超過からの高校進学は非常に困難である
- ⑥ 「学力向上」を望んだ場合にアクセス可能な選択肢が、家庭の経済状況に影響を受けているということは否定できない

では、これら①から⑥までの諸問題に対し、ラウンジの学習支援はどのような点で有効であるといえるのであろうか。以下に記述していく。また、記述の際に①から⑥を3種類に分類して論じていく。

まず①と②に関してであるが、筆者がここで問題としたいのは、母国の文化に影響を受けた「親の日本式の教育に関する知識・親の教育文化」である。先に述べた通り、学歴社会であり受験競争が激しい日本社会において重きを置かれているのは、高水準の教育を獲得するという姿勢であり知識であり、そもそもそうした発想である。このような日本に特徴的な教育文化を知らない、経験していないことが教育格差を生む要因の一端であるのだ。こうした、「日本式」の教育文化を持たない外国人保護者に対し有効であるのが、ラウンジそのものの機能でもある「情報伝達機能」である。ラウンジに設置されている相談窓口に寄せられる相談の中でも、子どもの教育に関する相談の件数は上位に位置する。当然、学習支援教室を利用している外国人保護者からも、日本の入試制度や進学に関する相談が多く寄せられる。こうした相談に対し、その保護者にとっての母語で、情報を伝達することは、保護者が情報を入手するうえで非常に心強いものである。また、別個開かれている「カンガルーサロン」という保護者のネットワークづくりを目的とした教室においても、日本

の教育文化や入試制度、学校制度、入学に際し必要な行政的な手続きなどについて、母親同士で情報交換もしながら学ぶことが出来る機会もある。こうした「知る機会」が充実していることで、親の日本の教育文化への理解が深まり、その理解に基づいて子どもの教育の水準や目指すステージが、より高まっていくのである。

次に、③と④に関してであるが、これらに対しては「母語による日本語習得の支援・先例の存在」を有効な点として挙げたい。さんざん述べてきたように、外国人児童が直面する、最も大きな問題として挙げられるのが、日本語能力の低さであった。これに対する有効策は単純に言えば「日本語習得を助ける」ことであるが、我々が英語を学ぶときに主に日本語を使用するのと同様、第 2 言語の習得には母国語での学習が効果的であるという。ラウンジの学習支援においては、子どもたちは自分の母語を使用できるコーディネーターや日本語講師を頼ることが出来る。これにより、十分な体制のもとで日本語を習得できるのはもちろんのこと、自分の母語を使用する中でアイデンティティをより確固なものにすることも可能である。さらに、先に述べたコーディネーターや日本語講師の中には、自分と同じように来日後日本語を学んだ「先輩」も存在する。彼らの姿を見ていることで、自分の将来やそれまでの道筋をより明確に描くことが出来るために、学習意欲の向上にもつながるといえる。

最後に触れたいのは⑤と⑥であるが、筆者はこれらに対して有効な点として、ラウンジの学習支援が「開かれた学習機会」であるということ述べたい。先に述べた通り、ラウンジの学習支援は基本的に希望する児童が参加することが出来る。年齢制限も存在はするが、市内のボランティア活動や他のラウンジと比較しても、より広い年齢の児童に向けた学習支援となっている。また、学校のように「学齢超過者であるから受け入れない」といったスタンスは一切ない。そのうえ、「民間の塾を利用できる場合はそちらを利用してもらう」といったスタンスからも明らかであるように、このラウンジの学習支援は、本当に学習支援を必要としている外国人児童に、敢えてターゲットを絞って行われているといえる。まさに、学校や包括的な支援では手の届かない、「痒い」部分に特化した学習支援であるといえる。さらに、前述の通り、鶴見区においては日本語学習を必要とする外国人児童が非常に多かった。こうした地域において、困難に直面しているすべての外国人児童に対して開かれているという意味では、もっとも必要とされている学習機会であるのではないかと思う。

5-4. まとめと課題

このように、ラウンジにおける学習支援は、最も格差が如実に表れるような外国人児童を特に対象としているだけでなく、児童の学習に大きな影響を与える親への知識の提供や、外国人児童にとって大きな問題である日本語の習得のために非常に効果的な環境が整えられているといえる。その意味で、筆者は、ラウンジにおける学習支援事業は外国人児童の教育格差を是正するための、一つの方策であると考えている。

- ① 受験競争の激しい国の教育文化の経験がなかったり、それに関する知識が豊富でない親を持つ児童の場合には、ペアレントクラシーという概念はマイナスの影響をもたらす⇨
母語での情報伝達の機能／日本の教育文化を伝える役割
- ② 比較的低年齢の時期から学習習慣を身につける日本人児童とは、学習に対する姿勢において差異が生じる⇨**母語での情報伝達の機能／日本の教育文化を伝える役割**
- ③ 母語が未発達のまま来日した外国人児童は、日本語習得が困難になりがちであり、さらにそれが学力の低迷につながる⇨**母語による日本語習得の支援／ロールモデルの存在**
- ④ 「日本語が分からないから」という理由で、不就学になった結果、十分な教育を受けることが出来ない⇨**母語による日本語習得の支援／ロールモデルの存在**
- ⑤ 学齢超過者のための学習できる環境は十分であるとは言えないために、学齢超過からの高校進学は非常に困難である⇨**開かれた学習機会として**
- ⑥ 「学力向上」を望んだ場合にアクセス可能な選択肢が、家庭の経済状況に影響を受けているということは否定できない⇨**開かれた学習機会として**

また、先に述べたように、イベントの開催や地元の大学との交流など、ラウンジの学習支援以外の機能に関しても、地域・地域住民とのつながりを強固にする役割を果たしている。従ってラウンジという場は、教育機能だけではなく、広い意味で「多文化共生」的機能が、包括的に備わっている場であると考えることが出来る。

しかしながら、筆者がラウンジを調査する中で、外国人児童へよりよい学習の機会を提供するためには、まだ改善の余地があるのではないかと感じた部分もあった。それは、ラウンジと学校との連携——つまりは、「新しい形での協働」である。そこで次章に、筆者が考える、理想的な協働の在り方について論じていきたい。

第4章 協働による学習支援の在り方

本章では、鶴見国際交流ラウンジにおける外国人児童の学習支援を、「協働」という概念に当てはめて、そこで人々がどのように互いに協力し合い、その相互作用の中で学習支援を行っているのかについて言及していく。そのため、その前段階として、まずは協働という概念について定義を行い、協働によって期待される効果について述べ、その後それをラウンジに適用する。そして、「協働」という視点からもう一度ラウンジの学習支援を考察し、ラウンジにおいて協働はどのような効果をもたらしているのか、さらには、協働性という点でどのような課題を持っているのかについて論じていく。そして章の最後には、そうした課題等も含め、どうすれば教育格差を是正することができるのか、ということについて述べていく。

1. 協働とは

「協働」という分野については既に多くの研究がなされている。学者によって若干定義は異なっているものの、一般的には、

「政策の執行過程を念頭に、『多様な地域課題の解決やより質の高い公共サービスの実現を目的とする、住民を構成メンバーとする自主的・自発的なさまざまな活動主体をはじめ、広く『民』と行政との対等な立場での協力関係』¹⁵

のことを指す。個人や一つの組織だけでは達成することが困難、あるいは不可能な目的に対しては、複数の人々の協力が不可欠であるという考え方である。現代において、協働はあらゆる分野、さらにはあらゆるアクター間で見られる。これはラウンジにおいてもそうである。この定義を踏まえて、次に、ラウンジにおける協働性について言及していきたい。

2. 鶴見国際交流ラウンジにおける協働性

前章で記述したとおり、ラウンジの設置は横浜市の「国際交流ラウンジ事業」においてなされている。そこでまずはマクロな視点からラウンジ事業の協働性について述べていく。

横浜市の国際交流ラウンジ事業におけるアクターとは、おもに「行政」「横浜市国際交流協会 (YOKE)」「地域ボランティア」の三者を指している。これら各アクターの協力という点に関してはまず、行政が主導して連絡会・協議会という各区に設置されたラウンジの担当者同士が話し合う場を提供し、行政や YOKE、各ラウンジのそれぞれの考えや課題を共

¹⁵ 羽貝正美,2007,p24 より引用

有する機会が設けられている。こうした会議において課題として共有されたものに関しては、現場にも共有され、各ラウンジ内で対策が講じられる。協働事業に欠かすことのできない情報共有に関しては、しっかりとなされているといえる。また、この会議においては課題のほか、現場から上がってきた行政への要望を伝えることもなされている。行政に対して期待する役割については、主に予算面においてラウンジへの支援を求める声が多いという。これらにより、行政側にとっても、行政が一方向的にトップダウンの形で事業を進めていくことより、むしろボランティア団体や市民団体による活発な活動を通じて地域に密着した形で事業を進めていくことが可能となっている。また、この国際交流ラウンジ事業に関して行政は指針を策定していた。この指針ではラウンジが持つべき機能について一定の方向性が打ち出されており、ある程度の一貫性の中で、各ラウンジごとに地域性に応じた特色のある取り組みが行われており、この指針の存在も行政との協働事業ならではのメリットである。

次に、ラウンジ内の学習支援教室における協働性について記述していく。ラウンジ内におけるアクターは、「地域ボランティア」と「地域住民」である。この地域ボランティアとは、県内、市内、区内のボランティア団体がラウンジを活動拠点にしているというもので、複数のボランティア団体が該当する。また、地域住民とは鶴見に居住しながらスタッフとして活動をしている方及び近隣大学の学生ボランティアを指す。これらのスタッフに関しては、そこに「日本人」であるか「外国人」であるかどうかということは区別していない。つまりは両者が存在しており、それぞれの能力を活かすことのできる形での支援を行っている。そういった意味で、学習支援教室内部の協働はただの「協働」というよりは、「異文化協働」といった側面を持っていると考えられる。ここで異文化協働の定義を行いたい。異文化協働とは、

「異文化的背景を持つ2人以上のものがタスクの遂行という共通目的のために協同して活動すること」¹⁶

を意味する言葉である。また、山本によれば、

「文化的背景の異なる人たちが連携を取り合い、互いの知識や能力を有効活用し、相乗効果を引き出せたならば、タスクの遂行レベルは高いものとなることが予測され、さらには新たな関係性の次元やビジネス・チャンスなどの局面を切り開く可能性も期待される。」

¹⁷

という。先程述べたように、ラウンジ内では外国人スタッフと日本人スタッフの両者が活

¹⁶山本志都,2010,p73 より引用

¹⁷ 同著,p73 より引用

動を行っている。そして外国人スタッフに関しては、その国籍、母語、習得言語は非常に多様である。このような多様なバックグラウンドを持つスタッフの存在は、より柔軟に外国人児童への支援を行うことが出来るということにつながるだけでなく、外国人児童の母語、それに伴う児童のアイデンティティも重視した形での支援を可能にしている。外国人児童にとって、自身の母語を使用してコミュニケーションを取れるということは非常に貴重であり、心強いのである。

以上のように、ラウンジの協働性に関してミクロ・マクロの視点から述べてきた。かつてから蓄積されてきたノウハウと、各アクターの特性を活かした協働がなされているといえる。ところで、外国人児童だけではなく、子どもの教育に関して述べる際に無視してはいけないのは「学校」の存在である。言うまでもなく、子ども時代に受ける教育は、人生においても非常に大きな影響を与えているからである。しかしながら、多くの学習支援活動において、その学校の存在というものがほとんどみえない。果たしてこれでよいのであろうか。家庭、学校、ラウンジを行き来する児童にとって、現状としては学習環境が三者三様の在り方となっている。しかしこれは必ずしも効率の良い環境とは言えず、ばらつきがあり、子どもたちはある意味で板挟みになってしまっているのである。筆者は、こうした現状を打開し、より効果的な学習支援を行い教育格差を是正するためには、学校との協働が非常に重要であると考えている。それについて後に述べていく。

3. 教育格差是正の可能性——新たな協働

まず、学校と協働を行うことが、なぜよりよい学習支援、教育格差是正につながっていくのであろうか。それは、先に述べた通り、外国人児童が「三者三様」の学習環境にさらされていることが、スムーズな学習を妨げている要因であると考えからである。逆に言えば、各主体が連携して学習支援を行うことが出来れば、より効率的に、より効果的に児童の学力を伸ばし、教育格差を是正することにつながると考えている。

現在ラウンジにおいて学校と連携して行っていることは、前章に述べたように、中学校3年生の外国人児童の受験対策について学校から推薦を受けること、それに伴ってその児童の日本語能力や学力状況などについて伝えるということのみである。従って、ラウンジの学習支援教室を利用しながらどのように成長したか、今後学習支援教室ではどのような学習をしていき、学校においてはこういった学習をしていくべきか、など児童の学習状況に関する情報、タスク、ミッションの共有はほとんどなされていないのである。しかしながらこうした共有がなされることによって、その児童にとってその時点で最も必要な、最も効果的な学習を進めることが出来るのではないだろうか。これこそが、学校との協働である。また、学校は非常に「守られた」空間でもある。児童がより安全に、安心して学習に取り組むには最適な場所であるといえよう。また、ラウンジをはじめとする多くの学習支援——ひいてはボランティア活動は、「スペース」に悩まされている。活動場所が十分に

ないということである。その問題に対しても、学校という空間は大きなメリットであるといえる。さらに、学校の教室を開放することによってより多くの外国人児童に学習支援を行うことが出来る。つまりは、人数によって制限されることなく、学習の機会を欲するすべての外国人児童に教育の機会を与えることが出来るのである。従って、ラウンジの敷居の低さに加えて、さらに学習機会が広げられることとなるであろう。

一方、現在ラウンジを活動拠点としているボランティア団体の中には、学校内部に入り込んで活動を行っている事例もある。横浜市の方策として、校内に4人以上の外国につながる児童が在籍している公立学校には国際教室が設置され、講師が派遣されることとなっている。つまり、この国際教室で、ボランティアスタッフとして活動している場合があるのである。このように、現段階ではボランティアスタッフがある意味で「重複して」学習支援を行っている。同じスタッフから一定以上の頻度で支援を受けることが出来るのは児童にとって非常に恵まれたことであるといえる。しかしその一方で、支援を行う側にミッションの共有がなされていなければ効率の良い学習支援は実現できない。

それだけではなく、残念なことに、一部の学校及び学校教員の中には、学校内部にボランティアスタッフが入り込むことを必ずしも好まない者も存在しているという。学校というある種閉鎖的な空間が持つ、特有の気質が外部の侵入に対して否定的な感情を生み出しているのである。また、前章まで述べてきたとおり、学校教員の多くは外国人児童の指導に関して十分な知識や経験があるというわけではない。そのため、仮に国際教室が設置され、ボランティアが活動を行っていたとしても、そういった活動主体をコーディネートしていくのは非常に困難が多いのである。

以上の事から、現在の外国人児童に対する教育は「三者三様」でありばらつきがあること、さらにはそれらをつなげ、効率的な学習支援を行うことが出来るようなネットワークづくりには、組織の体質のような、克服すべき課題が存在していることが明らかになった。しかしながら、どの活動主体にとっても、「児童の学力を伸ばしたい」という思いは共通しているはずなのである。こうした思いを軸として、相互に歩み寄って「協働」し、外国人児童によりよい教育を施すことが出来るようなネットワークこそが重要なのである。

これまで追ってきたように、筆者は、外国人児童の教育格差是正の新たな方策として、学校との協働による学習支援、さらにはそれを可能にするネットワークが必要であると考えている。そこで、最後に、これをもう少し具体的にしたもの——つまり、どうすれば、協働が可能となるのか、さらには、どのような協働が可能であるのか、ということについて述べて、本論文の結論としたい。

協働を可能にするために必要となるのは、各アクター間でのネットワークである。ラウンジ・ボランティア活動による学習支援、学校による学習は、一言で言ってしまうと「教育」である。しかしながら一概に教育と言っても、その教育方針には各アクターによる特色があり、必ずしも一致しているとはいえない。これにより各アクターは別個に、独自の教育を施しているのが現状である。こうしたばらつきを解消するだけでなく、各アクタ

一が行う教育に関する相互理解を深めるために必要なのが、あらゆる形で外国人教育に携わる人々を集めることのできるような場である。例えば定期的で開催される講習会や講演会、研修会などが想定できる。一つ例を挙げたいが、平成 26 年 7 月 27 日に、兵庫県神戸市において講師に櫻井千穂氏（大阪大学・日本学術振興会特別研究員）を迎え、母語教育・支援事業の関係者が集まり、地域で母語教育を行う上で役立つことについて理解を深める研修会が開催された。この講演は民間の団体が、兵庫県・神戸市の後援のもとで開催され、外国人児童生徒への母語・日本語・学習支援等に関心のある人、教育関係者等が誰でも参加することが可能であった。テーマは、「家庭・地域・学校でできる母語保持・育成 ー理論から実践へー」というものが掲げられ、講演の中では家庭や民間、学校など各アクターが協力して外国人児童の教育に携わっていくことが強調されていた。また、当研修会は毎年開催されている。こうした場の中で、各アクターの教育やその経験、課題などの様々な情報を共有することにより、外国人児童の教育に関してより多くの教育者が目を向け、協力して取り組んでいくという意識が生まれるのではないだろうか。¹⁸

そして、筆者の考える一案ではあるが、どのような協働が可能であるかについて述べたい。前にも述べた通り、学校という空間は言うまでもなく学習に最も適した空間であり、多くの子どもが長い時間を過ごす場所である。そこで筆者は、学校を学習の「場」として捉えたい。つまり、学校という場で、学習支援を効果的に行うことが出来るような仕組みが必要なのだと考える。しかしここでネックとなるのが、前章においても述べてきたような、外国人児童教育に関する教員の知識・経験不足や、学習支援の設置に関する不理解である。後者に関しては、先に述べたような講演会などを通じて、教員一人一人が外国人児童教育のための包括的なネットワークが必要であることを理解すればよい。一方前者に関してであるが、特に「経験」に関しては、現場で培うというのが最も重要であろう。従って、学習支援に学校教員も関わる中で、少しずつ経験を積み、それを再び子どもたちに還元していく、というのが理想的な解決策であろう。そしてそのためには、学校へと入り込み実際に活動するボランティアの人数を増やし、さらにその質を上げていかなければならない。この点について、鶴見国際交流ラウンジにおいては、ボランティアの人数は不足するどころかむしろ飽和しており、非常に意欲的で熱心なボランティアスタッフが溢れているという状態が続いている。これは先に述べたラウンジの地域活動の賜物ともいえようが、このようにある意味で手持ち無沙汰なボランティアスタッフの活動拠点をラウンジから学校へと移行させるといった発想も、必要かもしれない。また、ボランティアスタッフの勉強会なども定期的で開催し、より質の高い教育を行うことが出来るような努力を継続していくことも必要である。ちなみに筆者は、学習支援は学校に一本化するよりは、ラウンジ内においても継続的に行うべきであると考えている。それは、日本人児童と同様に、外国人児童に関してもいじめや不登校といった問題を抱えた児童がいるからである。また、前章で述べたような不就学児にとって、ラウンジのような場所で受けることのできる教育は非

¹⁸母語教育支援研修会（平成 26 年度）pdf 資料

常に大きな価値を持っている。より多くの子どもたちに学習機会を提供するためには、ある程度「場」を分散させるということも必要となるであろう。

とはいえ、繰り返しにはなるが、こうした学習支援が成立するためには、今後、多様なアクターがそれぞれの教育について相互理解を深めることが何より重要である。そのために、例えばラウンジの開催するイベントを学校を巻き込んだものにしたたり、教員や講師が交流できるような機会を設けたりするなど、よりよい学習支援の実現に向けて、さまざまな工夫をし、その理想的な在り方を模索していかなければならないのである。

終章

本章では、まとめとして論文全体を振り返り、本論文の意義や、外国人児童の教育格差をめぐる今後の展望などについて述べていく。

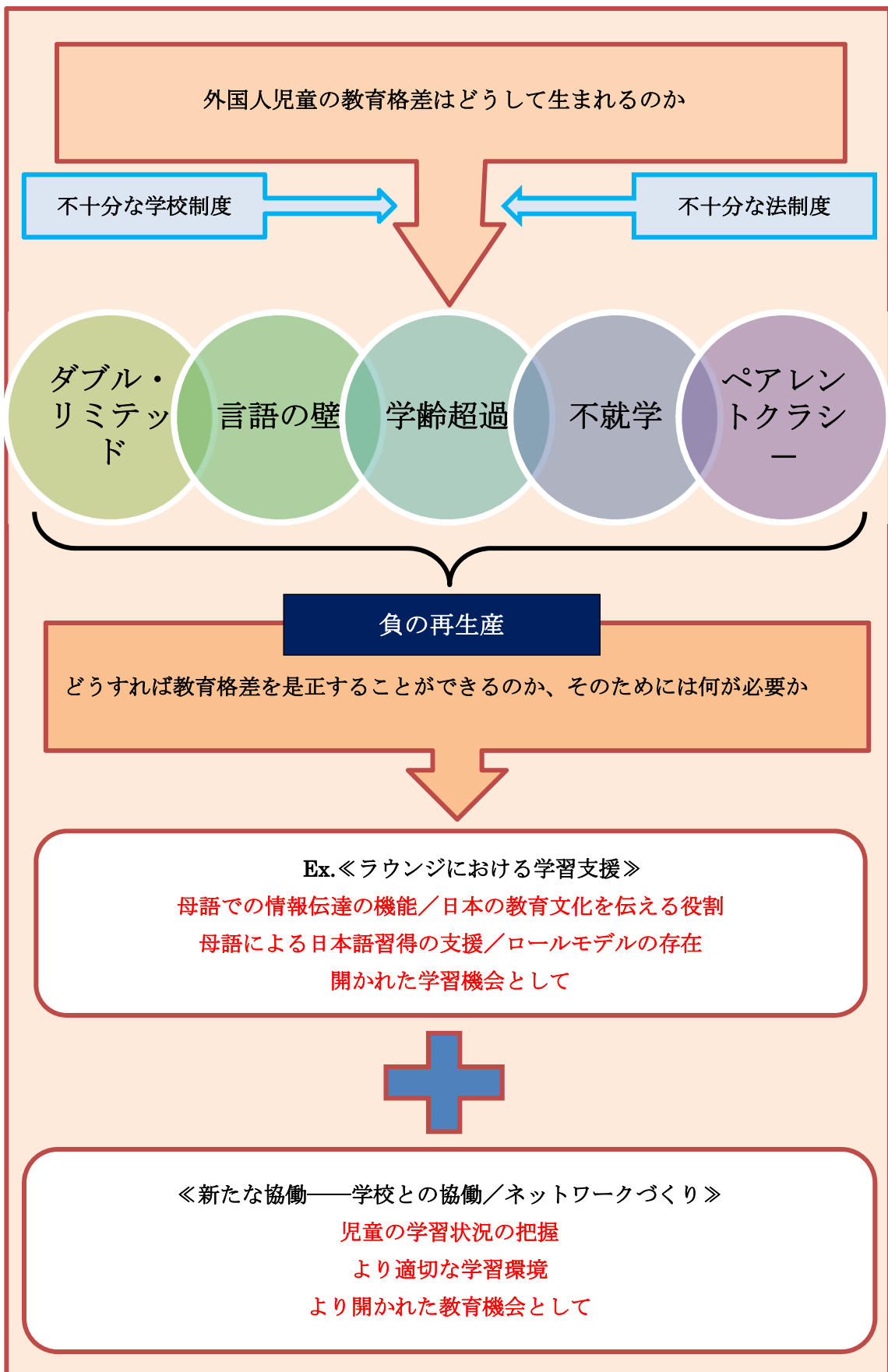
1. 本論文のまとめ

序章において述べた通り、本論文の中で明らかにしたいことは、大きく分けて以下の二点であった。

- ・外国人児童の教育格差はどうして生まれるのか
- ・どうすれば教育格差を是正することができるのか、そのためには何が必要か

本論文の執筆を通じて明らかになったこととして、外国人児童の抱える教育格差は、外国人児童特有の様々な要因から生まれているということが明らかになった。日本社会の学校制度において外国人児童に対する教育の整備が不十分であることや、そもそも児童が持っている多様なバックグラウンド——個々の出自や母語、置かれている家庭環境などが学習においてマイナスに働いていたことなどである。そうした、根本的に解決することのできない問題に対するアプローチとして、本論文の中では「鶴見国際交流ラウンジ」の学習支援事業を一つの方策として取り挙げた。事業は各アクターの特性を活かした協働事業であるのに加えて、ラウンジ内では熱心なスタッフたちによって、その児童一人一人の実情に応じたきめ細かい学習支援が行われていた。また、外国人児童が直面する諸問題に対し、より効果的な支援がなされていたといえる。しかしながら、これをさらにより充実させ、よりよい学習支援を実現するために——つまりは外国人児童の教育格差を是正するために必要なのが、「学校」という新たなアクターを加えた新しい協働の在り方である。「行政」「地域ボランティア」「学校」という三者が協働して外国人児童への学習支援を行うことで、さらにはミッションを共有した非常に強固なネットワークをつくることによって、より効率的で効果的な学習支援が可能になるのではないかという結論に至った。

次の【図 11】は、本論文の論理を図示したものである。



2. 本論文の意義

本論文の意義は、大きく分けて二点あると考えている。

一点目は、外国人児童の抱える教育格差の問題について、多面的にアプローチをすることができたという点である。「格差」というと、しばしば貧困がその要因として取り挙げられる。一方で、教育格差の原因には貧困だけではなく、児童のルーツなどにも大きく影響しているということが明らかになった。そして、その格差を温存させてしまっているのが日本社会の教育制度であったり、家庭環境などであったのである。逆に言えば、こうした視点を欠如しては、外国人児童の教育格差の実態を捉えたとは言い難いと考えている。

二点目は、新しい協働の在り方を提示することが出来たという点である。文献調査を進めている中で、さまざまな学習支援の事例に出会った。しかしながら、「行政とNPO」「行政と市民」の間での協働などの事例がほとんどであったように感じている。しかしながら先に述べた通り、児童が学ぶ場所でもっとも重要なのはやはり学校であるし、個々人の教育に関してもっとも強い影響を与えるのも学校であろう。そうした意味で、この学校の存在というものは決して無視してはならない存在である。また、学校教育における外国人教育をよりハイレベルなものにするためにも、学校と共に外国人児童を教育していくという試みこそが必要なのではないかと考えている。

グローバル化の波が波及する現代社会において、国際社会の中でも、自国民だけでなく移民や外国人に対する教育の充実を図る気運が高まっているが、そうした中で、外国人児童に対する教育を完全に保障している訳ではないという日本社会の状況は、決して望ましいものでない。また、「学ぶ権利」は「すべての子ども」に認められている権利であるということを見ると、今後日本社会の教育という分野における課題の一つは、外国人児童の教育をより一層充実させることであるといえよう。序章においても述べた通り、筆者は、「学ぶ」ことを通じてこそ、人は成長し、なりたい自分になる、あるいは、自分の夢をかなえることができる、と考えている。外国人児童が日本社会の一員として、自分の夢をかなえ、幸せに生きていくことができるために、よりよい学習支援、教育の在り方を追求していくのは、日本社会に与えられた義務である。また、それだけではなく、児童は将来、日本社会にとっても、国際社会にとっても必要とされる貴重な人材に成り得る。このように、外国人児童への教育の充実を通じて、よりよい社会が実現されることを願って、この論文を締めくくりたい。

謝辞

本論文の執筆にあたっては、たくさんの方々にお世話になりました。特に鶴見国際交流ラウンジの佐藤館長には、約一年前、学部の演習授業で初めてヒアリングをさせて頂いてから貴重なお話をたくさん伺いました。また、公立学校の様子や外国人児童の教育について様々なアドバイスをしてくださった教員の T 氏にも心より感謝をしています。どうもありがとうございました。

そして、論文のテーマ設定から執筆まで、ぶれぶれな私の軌道を修正しながら優しく導いてくださった浦野教授にも心より御礼申し上げます。また、時には厳しく、それでも適切なコメントをしてくださったゼミの先輩方や、切磋琢磨してきた同期たち、私の稚拙な発表を熱心に聞いてコメントをくれた後輩たちにも、とても感謝しています。冬合宿の時にたくさん投げかけて頂いた疑問や意見は特に参考になりましたし、皆さんが興味を持ってくださっていることが何より嬉しかったです。どうもありがとうございました。また、昨年、同期で墨田区について調査をした思い出は、悔しい思いも残ってはいるけれど、「まち」を好きになれた、とても大切な思い出です。改めて、浦野教授のゼミで学べたこと、素敵な人たちと出会えたことに幸せを感じています。本当にお世話になりました。

参考文献／参考 URL

- ・赤司英一郎・萩野文隆・松岡榮志『多言語・多文化社会へのまなざし—新しい共生への視点と教育—』(2008年 白帝社)
- ・小内透『教育と不平等の社会理論』(2005年 東信堂)
- ・近藤敦『多文化共生政策へのアプローチ』(2011年 明石書店)
- ・佐久間孝生『外国人の子どもの教育問題—政府内懇談会における提言—』(2011年 勁草書房)
- ・佐久間孝生『外国人の子どもの不就学—異文化に開かれた教育とは—』(2006年 勁草書房)
- ・田尻英三・田中宏・吉野正・山西優二・山田泉『外国人の定住と日本語教育』(2007年 ひつじ書房)
- ・鶴見の歴史と人々の暮らし編集委員会 編『鶴見の歴史と人々の暮らし』(1988年 鶴見の歴史と人々の暮らし刊行委員会)
- ・東京外国語大学 多言語・多文化教育研究センター『地域における越境的な「つながり」の創出に向けて—横浜市鶴見区にみる多文化共生の現状と課題—』(2011年)
- ・羽貝正美『自治と参加・協働 ローカル・ガバナンスの再構築』(2007年 学芸出版社)
- ・馬淵仁『「多文化共生」は可能か—教育における挑戦—』(2011年 勁草書房)
- ・耳塚寛明『教育格差の社会学』(2014年 有斐閣アルマ)
- ・宮島喬・太田晴雄『外国人の子どもと日本の教育——不就学問題と多文化共生の課題』(2005年 東京大学出版会)
- ・宮島喬『公正な社会とは』(2012年 人文書院)
- ・宮寺晃夫『再検討 教育機会の平等』(2011年 岩波書店)
- ・山本志都『異文化間の協働におけるコミュニケーション』(2010年 ナカニシヤ出版)
- ・依光正哲『日本の移民政策を考える 人口減少社会の課題』(2005年 明石書店)
- ・鶴見国際交流ラウンジ作成資料
- ・パンフレット「公益財団法人 横浜市国際交流協会」
- ・鶴見区多文化共生推進アクションプラン 改定版(平成 23～26 年度)
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/etc/exchange/image/ac2011.pdf> 11/28 閲覧)
- ・鶴見国際交流ラウンジ HP
(<http://www.tsurumilounge.com/> 11/28 閲覧)
- ・鶴見区 HP／地図検索
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kanko/midokoro/points/map.html> 12/15 閲覧)

- ・母語教育支援研修会（平成 26 年度） pdf 資料
 (<http://www.hyogo-ip.or.jp/pdf/usr/default/Ot4-K-bebIc-4.pdf> 12/28 閲覧)
- ・文部科学省「学校基本調査」
 (http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/04/_icsFiles/afieldfile/2013/04/03/13326601.pdf 11/28 閲覧)
- ・文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査 平成 24 年度」
 (http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/04/_icsFiles/afieldfile/2013/04/03/13326601.pdf 11/28 閲覧)
- ・横浜市 HP
 (<http://cgi.city.yokohama.jp/shigen/kaishu/public/images/city-6.gif> 11/28 閲覧)
- ・横浜市中期 4 ヶ年計画
 (<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/seisaku/newplan/pdf/08-vol5.pdf> 11/28 閲覧)
- ・横浜市国際交流ラウンジの設置及び運営に関する指針
 (<http://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/etc/exchange/image/shishinn.pdf> 11/28 閲覧)
- ・ヨコハマ国際まちづくり指針
 (<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kokusai/coexistence/machiiinkai/machisisin/machi.pdf> 11/28 閲覧)
- ・横浜市外国人市民意識調査報告書
 (<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kokusai/coexistence/chosa/hokokusho.pdf> 11/28 閲覧)
- ・横浜市内の国際交流ラウンジ
 (<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kokusai/coexistence/internationalounge/loungee.pdf> 11/28 閲覧)